

宮古市環境基本計画



はじめに

宮古市は、本州最東端に位置し、三陸復興国立公園や早池峰国立公園があり、随所に数多くの清流を抱え、多種多様な生物が暮らす「森・川・海」の豊かで美しい自然環境を有しています。

本市は、この自然環境を次世代に引き継ぐため、平成18年3月に「宮古市環境の保全及び創造に関する条例」を制定し、平成20年3月に宮古市環境基本計画を策定して、環境保全の取り組みを推進して参りました。

近年、世界各地においては、地球温暖化を要因とした異常気象が頻発し、本市も平成28年の台風第10号、令和元年東日本台風などにより甚大な被害を受けました。

このような状況の中、地球温暖化の原因である温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組であるパリ協定が平成28年11月に発効し、すべての国で温室効果ガス削減の取り組みを進めることとされました。

本市でも、令和2年10月に「宮古市気候非常事態宣言」を行い、「気候変動の危機的状況についての市民との情報共有」「再生可能エネルギーの推進による脱炭素社会の実現」「4R運動の推進」に取り組むこととしたところです。

また、11月には、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用を促進し、2050年までにCO₂(二酸化炭素)排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティを表明しました。

これらを踏まえ、総合計画に掲げる市の将来像「『森・川・海』とひとが調和し共生する安らぎのまち」の創造に向け、環境の将来像である「恵み豊かな自然の維持と、循環を基調とした持続可能な社会の形成」の実現を目指し、この度「宮古市環境基本計画」を策定しました。将来像実現のために、市民、事業者、市が連携を図りながら計画を推進していく必要があります。これから計画に基づき各施策を進めてまいりますので、取り組みに対する皆様の積極的な参加をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました宮古市環境審議会委員の皆様をはじめ、市議会議員各位、アンケートをはじめ貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心より御礼申し上げます。

令和3年1月

宮古市長 山 本 正 徳

目 次

1 計画策定の目的・背景	1
(1) 計画策定の目的	1
(2) 背景	1
(3) SDGsに対応した取り組み	2
(4) 計画の構成	4
(5) 基本理念	5
(6) 市、市民、事業者、滞在者の責務	6
(7) 計画の位置づけ	7
(8) 計画期間	8
2 宮古市の概況	9
(1) 位置	9
(2) 人口	10
(3) 就業状況	10
(4) 土地利用	11
3 宮古市の環境の現況と課題	12
(1) 自然・景観	12
(2) 地球温暖化と気候変動	14
(3) 再生可能エネルギー	18
(4) ごみ	20
(5) 環境負荷	22
4 環境の将来像と基本方針	27
(1) 環境の将来像	27
(2) 基本方針	28
5 施策体系及び重点施策	29
(1) 施策の体系	29
(2) 重点施策	29
6 市民、事業者、滞在者の取り組み指針	46
7 計画の進行管理	52
(1) 推進体制	52
(2) 計画の進行管理	54

附 属 資 料

宮古市気候非常事態宣言	56
1 取り組み項目	57
2 策定経過	61
(1) 本計画の策定経過	61
(2) 市民アンケート調査の結果	62
3 宮古市環境の保全及び創造に関する条例	75

4	環境基本計画推進委員会規程.....	78
5	宮古市環境審議会委員名簿.....	80
6	用語解説.....	81

※本文の用語の右上に「*」があるものは、巻末の用語解説に記載しています。

1 計画策定の目的・背景

(1) 計画策定の目的

本市は、恵み豊かな三陸の海と緑豊かな北上高地に挟まれ、昔からこの地域の自然の恵みを生かし守りながら、沿岸では漁業が、内陸部では農林業が営まれてきました。現在でも森、川、海の豊かな自然、美しい景観に恵まれており、人々の結びつきの強い地域社会を形成しています。

しかし、経済発展に伴う人々の生活スタイルの変化や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の拡大による大気汚染や水質汚濁、廃棄物の処理など、環境負荷の増大が懸念されています。また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動への懸念や新しい生活様式の導入など、我々を取り巻く環境が変化しており、今後の状況を注視していく必要があります。

IPCC*（気候変動に関する政府間パネル）の報告書では、地球温暖化*に伴う豪雨災害や猛暑のリスクが更に高まる可能性を指摘しています。これを「気候非常事態」と捉え、気候変動対策としての「緩和」と、災害に対応する強靱なまちづくりを含む「適応」の二つの側面での取り組みを進める必要があります。本市では、今起きている気候変動の現状を市民と共有し、ともに地球温暖化の抑制に取り組むため、令和2年10月9日に「宮古市気候非常事態宣言¹」を行いました。

併せて、11月11日に2050年までに二酸化炭素*実質排出ゼロを目指し、ゼロカーボンシティ*を表明しました。

宮古市環境基本計画は、平成18年3月に制定した「宮古市環境の保全及び創造に関する条例」に基づき、環境の保全および創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成20年3月に策定し、その後、川井村との市町村合併や東日本大震災など、環境の変化に対応するため、平成27年2月に計画を改訂しました。

今回、世界的な取り組みや本市を取り巻く状況を踏まえ、本市の環境課題の解決を目指すため新たな計画を策定します。

(2) 背景

① 世界的な背景

平成27年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択

¹ 宮古市気候非常事態宣言文を附属資料56ページに掲載しています。

されました。気候変動やエネルギー問題などの環境関連の取り組みなど、国際社会全体の普遍的な目標として、誰一人取り残さない持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成されたSDGs（持続可能な開発目標）にすべての国々が共に取り組むこととなりました。

また、平成28年11月に発効したパリ協定*では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より低く抑えるとともに、1.5℃に抑える努力をすること、そのためにできるかぎり早く世界の温室効果ガス*排出量を削減し、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる取り組みを進めることとされました。これらの取り組みにより気候変動の脅威への世界的な対応を強化することとしています。これを機に世界的に化石エネルギー*から脱却し、再生可能エネルギー*への転換をすすめる「脱炭素化*」に向けた取り組みが進められています。

② 日本国内の取り組み

国は、平成30年4月に第5次環境基本計画を策定しました。計画では、「健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的である必要がある」とし、環境課題と、経済、社会の課題は複雑に関わり合っていることから、環境・経済・社会を統合的に向上させる必要があるとしています。

③ 岩手県の取り組み

県は、平成28年3月改訂版の環境基本計画で「地球温暖化問題」、「廃棄物問題」、「多様な自然環境の保全」、「生活環境、景観や歴史的文化的環境の保全」、「環境を守るための行動と環境を守り育てる産業の振興」の課題に取り組むこととしています。令和元年12月には、岩手県海岸漂着物対策推進地域計画が策定され、マイクロプラスチック*を含む海洋ごみ等の海岸漂着物対策に対し関係者が一体となった取り組みを進めることとなりました。

(3) SDGsに対応した取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）は、「(2)背景」にも記載のとおり、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている国際目標です。これは、全ての国がともに取り組むべき目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを基本方針としています。

SDGsが掲げる「誰一人として取り残さない」という基本方針は、本市の総合計画においても、まちづくりの基本的な考え方である、すべての市民を社会の構成員として包み支え

合う「共創」のまちづくりとして取り込んでいます。

SDGsの目標は、それぞれ関連しており、一つの課題解決の行動によって複数の課題解決を目指すことも可能であり、環境だけでなく、経済、社会とのつながりを考え、ともに解決していくことが大切になります。この環境・経済・社会の3つの側面について、バランスがとれ、統合された形で解決するという考え方は、国の環境基本計画の目指すべき方向性と基本的に同様であるといえます。

本計画では、各施策の中に関連するSDGsのゴールを表示しています。

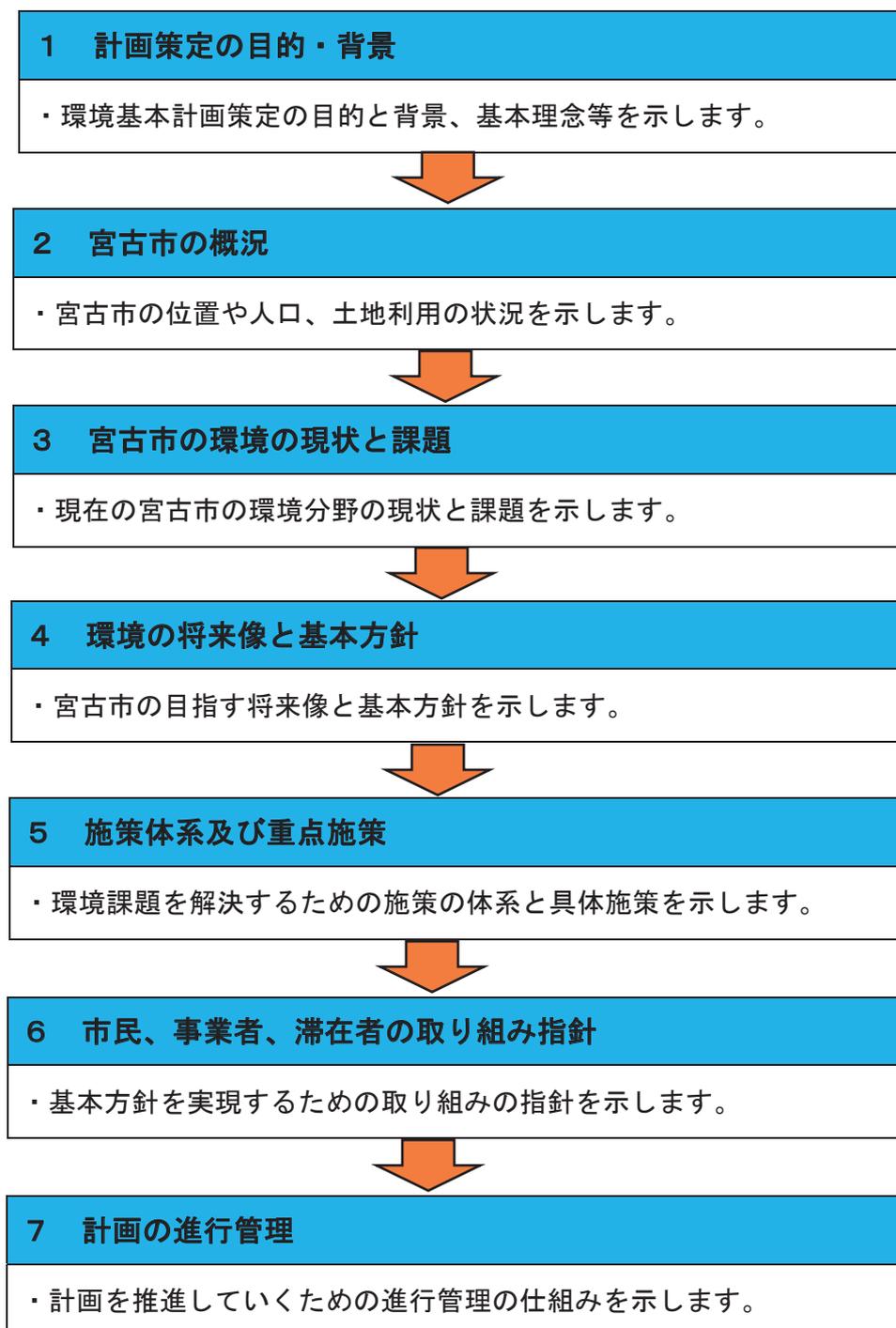
SDGsの「世界を変えるための17の目標」



目標1.貧困をなくそう	目標10.人や国の不平等をなくそう
目標2.飢餓をゼロに	目標11.住み続けられるまちづくりを
目標3.すべての人に健康と福祉を	目標12.つくる責任つかう責任
目標4.質の高い教育をみんなに	目標13.気候変動に具体的な対策を
目標5.ジェンダー平等を実現しよう	目標14.海の豊かさを守ろう
目標6.安全な水とトイレを世界中に	目標15.陸の豊かさも守ろう
目標7.エネルギーをみんなに そしてクリーンに	目標16.平和と公正をすべての人に
目標8.働きがいも経済成長も	目標17.パートナーシップで目標を達成しよう
目標9.産業と技術革新の基盤をつくろう	

(4) 計画の構成

本計画は以下のような構成となっています。



(5) 基本理念

本計画の基本理念は、「宮古市環境の保全及び創造に関する条例」に以下のとおり定めています。なお、条文は本計画75ページに掲載しています。

「宮古市環境の保全及び創造に関する条例」の基本理念（第3条）

●将来の世代への継承

環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

●人と自然の共生

環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生していくことを目的として適切に行わなければならない。

●主体的かつ積極的な参加

環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に参加し、主体的かつ積極的に行われなければならない。

●地球全体を意識した取り組み

地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることを認識し、あらゆる事業活動および日常生活において積極的に行われなければならない。

(6) 市、市民、事業者、滞在者の責務

市、市民、事業者、滞在者の責務は、「宮古市環境の保全及び創造に関する条例」に以下のとおり定めています。

市の責務（第4条）

市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

市民の責務（第5条）

- 1 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量等、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

事業者の責務（第6条）

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、当該事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として物の製造、加工又は販売を行わなければならない。
 - (1) 製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めること。
 - (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に有効な原材料、役務等を利用するように努めること。
 - (3) 製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるようにすること。
- 3 事業者は、基本理念にのっとりその事業活動に関し、環境への負荷の低減、その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

滞在者の責務（第7条）

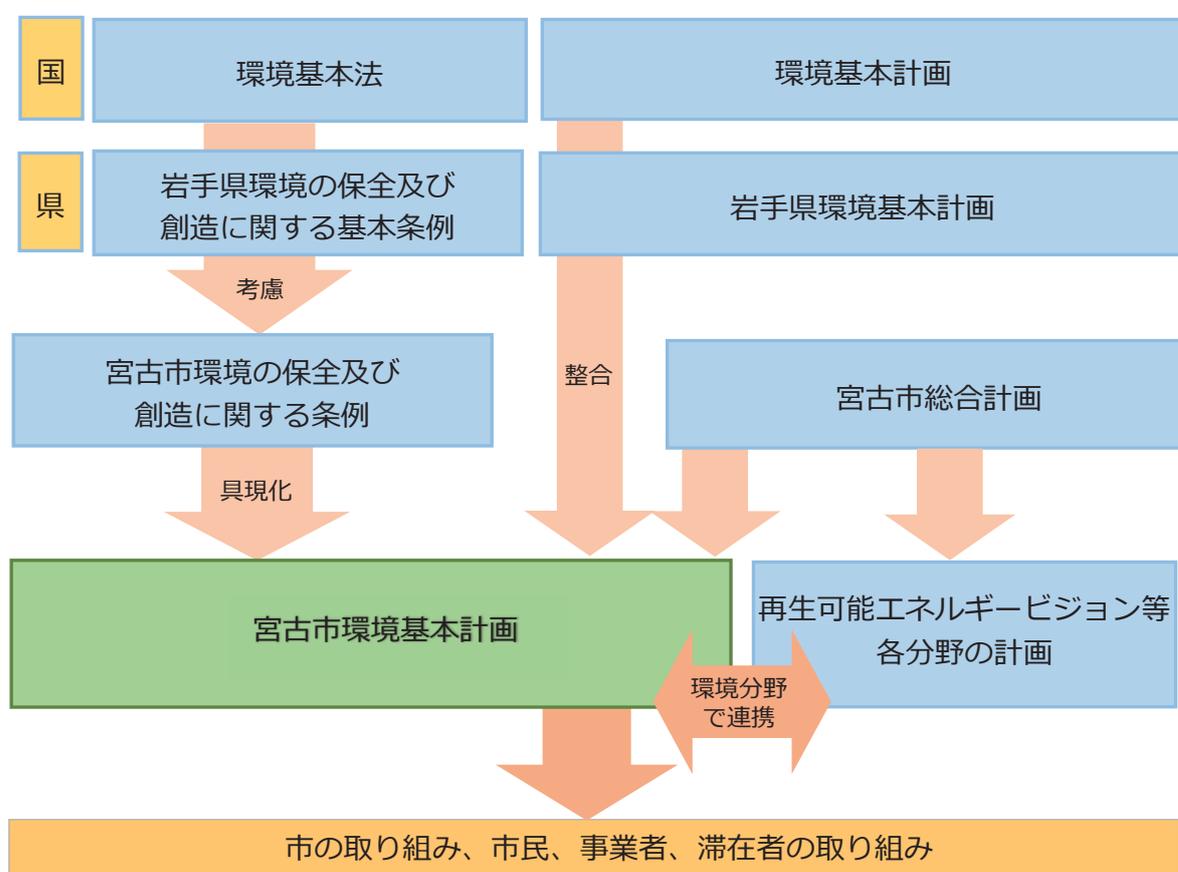
滞在者は、環境の保全上の支障を防止するため、市の区域における活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(7) 計画の位置づけ

本計画は、宮古市環境の保全及び創造に関する条例第9条に基づいて策定するものであり、本市の環境に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものです。

環境基本法や国・県の環境基本計画等と整合性を図るとともに、市の各分野の計画と環境分野での連携を図り、宮古市総合計画に示された本市の将来像「『森・川・海』とひとが調和し共生する安らぎのまち」を目指します。

図1 本計画の位置づけ



(8) 計画期間

計画の目標年次 令和6年度

本計画の計画期間は、令和2年度から6年度までの5年間とし、「宮古市総合計画」との整合を図るとともに、宮古市環境審議会の提言・答申を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

図2 本計画の計画期間



2 宮古市の概況

(1) 位置

本市は岩手県の沿岸地域の中央部に位置し、岩泉町、盛岡市、花巻市、遠野市、大槌町、山田町に接しています。

東は太平洋に面し、北、西、南の三方は北上高地の山々に囲まれ、市の中央を西から東に閉伊川が流れています。また、沿岸部は三陸復興国立公園、山間部は早池峰国立公園として自然公園に指定されています。

図3 宮古市の位置

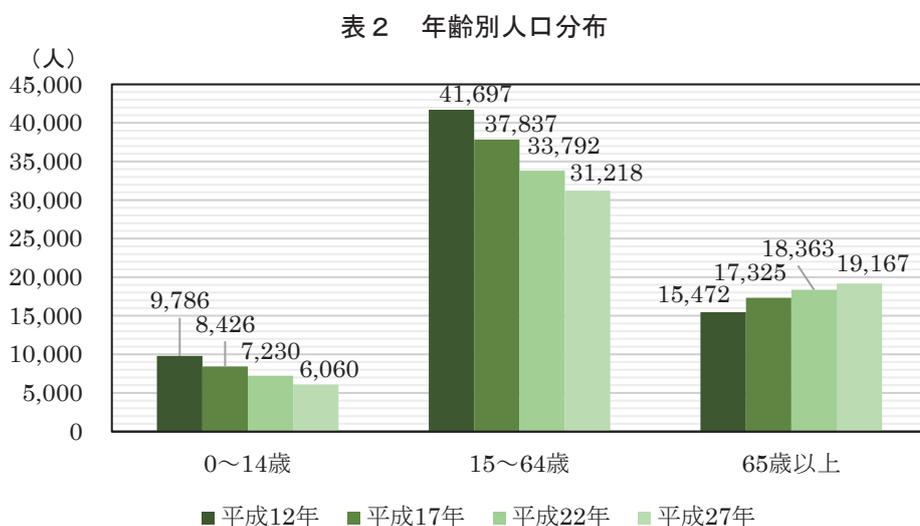


(2) 人口

令和2年4月1日現在の本市の総人口は51,150人であり、年々減少傾向にあります。また、65歳未満の人口は減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加しています。



出典：住民基本台帳



出典：国勢調査

(3) 就業状況

本市では、第3次産業の就業人口が最も多く、63%となっており、次いで第2次産業が28%、第1次産業が7.9%となっています。地区別にみると、宮古地区では第3次産業の比率が66.3%、宮古地区以外では、第2次産業の比率が約35%と高くなっています。

表3 産業（大分類）別15歳以上就業者数

(単位：人)

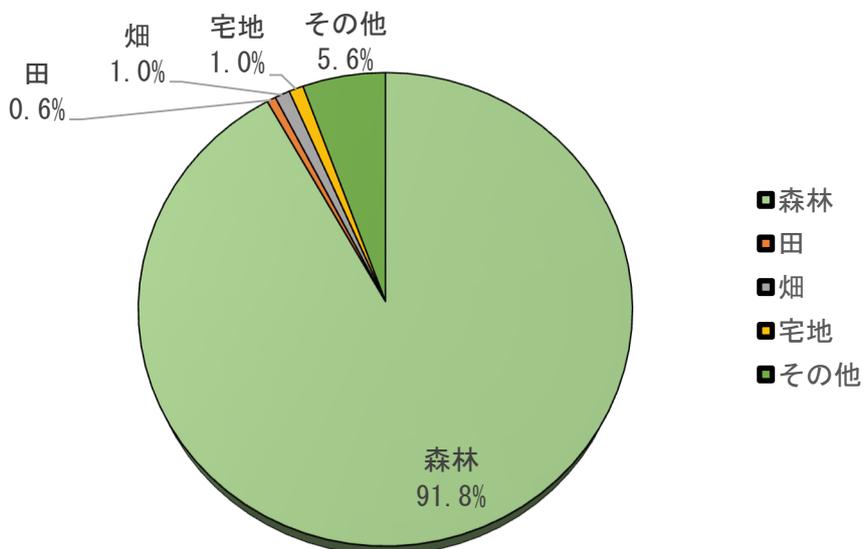
年次	地区	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能産業	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成27年度	宮古市	26,507	2,099	7.9%	7,411	28.0%	16,705	63.0%	292	1.1%
	宮古地区	22,335	1,311	5.9%	5,951	26.6%	14,807	66.3%	266	1.2%
	田老地区	1,567	281	17.9%	554	35.4%	722	46.1%	10	0.6%
	新里地区	1,313	190	14.5%	457	34.8%	659	50.2%	7	0.5%
	川井地区	1,292	317	24.5%	449	34.8%	517	40.0%	9	0.7%
平成22年度	宮古市	25,669	2,548	9.9%	6,486	25.3%	16,534	64.4%	101	0.4%
	宮古地区	21,297	1,556	7.3%	5,275	24.8%	14,369	67.5%	97	0.5%
	田老地区	1,861	436	23.4%	442	23.8%	982	52.8%	1	0.1%
	新里地区	1,276	187	14.7%	443	34.7%	646	50.6%	-	-
	川井地区	1,235	369	29.9%	326	26.4%	637	43.5%	3	0.2%

出典：国勢調査

(4) 土地利用

本市は平地が少なく、総面積の約92%が森林であり、田畑が1.6%、宅地が1.0%となっています。

表4 宮古市の土地利用状況



出典：総面積（国土交通省国土地理院（令和2年1月1日現在））
 森林面積（岩手県林業の指標（平成29年度））
 田・畑面積（農林水産省 作物統計調査（令和元年面積調査））
 宅地面積（地目別面積（令和2年1月1日現在））

3 宮古市の環境の現況と課題

(1) 自然・景観

本市は三陸復興国立公園及び早池峰国定公園があり、さらに、三陸地域が日本ジオパーク*の「三陸ジオパーク」に認定されています。海岸沿いに断層海岸*や海食崖*のほか、崎山の潮吹穴*などがあり、閉伊川沿いには峡谷・溪谷などが見られます。また、摂待川、田代川、津軽石川など数多くの清流を抱え、豊かな生態系や水環境も有しています。加えて、黒森山環境緑地保全地域*、区界高原自然環境保全地域*なども優れた景観資源となっています。

このほかにも、真崎海岸海水浴場、女遊戸海水浴場、浄土ヶ浜海水浴場は快水浴場百選*に選定され、特に浄土ヶ浜は日本の渚百選*、かおり風景百選*にも選定されています。

また、総面積 1,259.15 平方 km を有する本市は、岩手県の総面積の 8.2% を占めており、約 92 パーセントが森林となっています。

森・川・海の豊かな自然環境に恵まれ、そこに多種多様な動植物が生息しており、これらは私たちの生活を支える財産として、次世代に引き継いでいく必要があります。

しかし、地球温暖化の影響により動植物の分布域や生育・生息環境に変化が起きていることから、今後も引き続き動植物の生息環境等の保全を行っていくことが課題となっています。また、シカをはじめとした有害鳥獣の生息数の増加に伴い、適正な管理が求められています。

① 植生

重茂半島には、自然植生のスズタケ・ブナ群落、アカマツ群落、代償植生のクリ-ミズナラ群落、コナラ群落が残っており、アカマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林が行われています。また、海岸部にはコハマギク群落が分布しています。

市街地周辺部には、水田雑草群落とコナラ群落が分布しており、新里地域には、クリ-ミズナラ群落、コナラ群落が分布し、カラマツ植林などが行われています。

田老地域には、海岸部にコハマギク群落、アカマツ群落が分布し、山地部にコナラ群落、アカマツ植林が分布しています。

川井地区には、カラマツ植林やコナラ群落、クリ-ミズナラ群落が分布しています。

本市では、特定植物群落として 16 箇所が指定されています。特定植物群落とは、植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなどの種類やその生育地、生育状況等を把握し、保護対策を検討する目的から、環境省が都道府県別に選定し、その植物群落の分布・生育状況・変化の状況を把握しているものです。

表5 宮古市の特定植物群落

・早池峰山の高山植物	・磯鶏のヤブツバキ林（2箇所）
・早池峰山の針葉樹林	・鮎ヶ崎のアカマツ林
・早池峰山のヒノキアスナロ林	・鮎ヶ崎のイヌシデ林
・薬師岳のアオモリトドマツ林	・十二神のブナ林
・青松葉山のアオモリトドマツ林	・一ツ石の中間湿原
・石合沢のアカエゾマツ林	・白浜のエゾオグルマ
・閉伊川のケヤキ林	・太田の浜のエゾオグルマ
・黒森山のモミ林	

出典：環境省 特定植物群落調査

今後も、自然植生や重要な群落等を保全していくとともに、生態系に配慮した計画的な森林の管理を行っていく必要があります。

② 動物

重茂半島や閉伊川、津軽石川の河川沿いをはじめ、沿岸から山地にかけて、さまざまな動物の生息が確認されています。

本市の豊かな動物の生態系を今後も守っていくために、貴重な動物の価値を理解し、さまざまな動物の保護や生息空間の保全が必要です。

表6 代表的な希少動物の生息状況

項目	主な確認種
哺乳類	コヤマコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、モリアブラコウモリ、チチブコウモリ、ホンドザル、ホンドオコジョ、ニホンモモンガ、ヤマネ、ニホンカモシカ 等
鳥類	クマタカ、イヌワシ、オジロワシ、オオワシ、ハヤブサ、ミサゴ、オオタカ、オオセッカ、クロコシジロウミツバメ 等
両生類・爬虫類	シロマダラ、ヒバカリ、トウホクサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、モリアオガエル、カジカガエル 等
淡水魚類 (魚類)	カワヤツメ河川型、スナヤツメ北方種、ハナカジカ、キンブナ、イトヨ太平洋型、イトヨ日本海型、チチブ 等
昆虫類	オオウラギンヒョウモン、クロヒカゲモドキ、チャマダラセセリ、チョウセンアカシジミ、ベニヒカゲ、イワテセダカオサムシ、マークオサムシ、カトリヤンマ、キバネツノトンボ 等

出典：岩手県環境生活部自然保護課 いわてレッドデータブック岩手の希少な野生生物（2014版）【2020年3月改定】

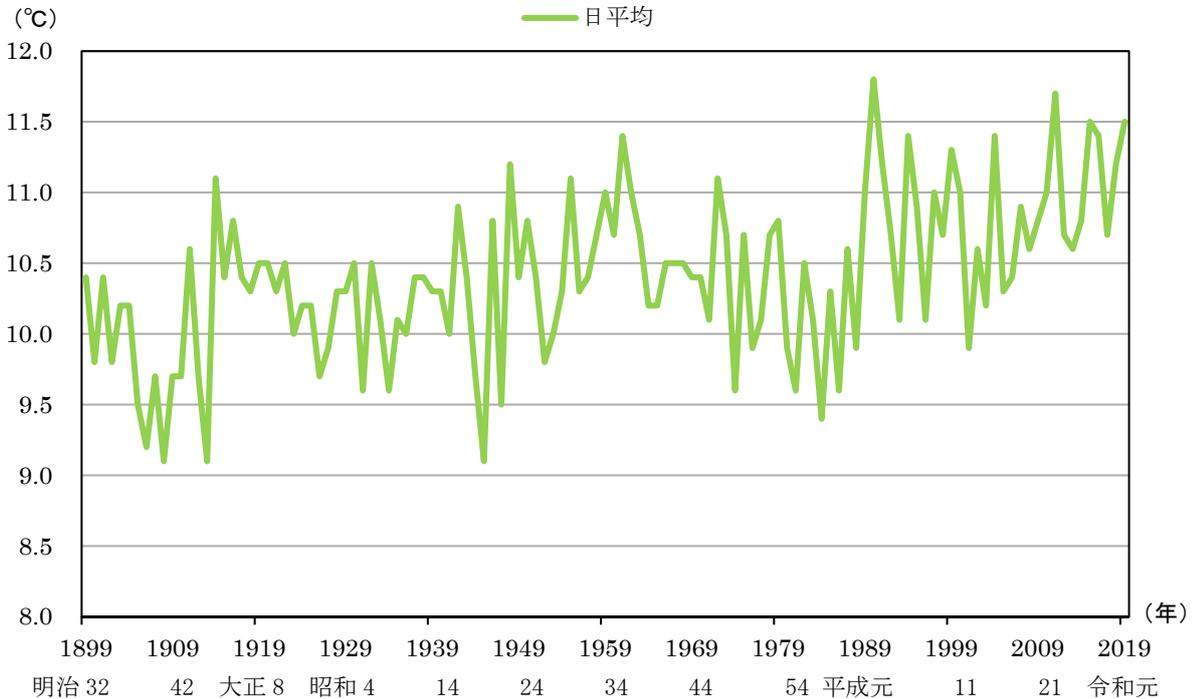
(2) 地球温暖化と気候変動

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書第1作業部会報告書（2013年9月発表、12月修正）では1880～2012年において、世界の平均地上気温は0.85℃上昇したと公表しています。

気温の上昇などの「気候変動」について、報告書では、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また1950年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものである。大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇し、温室効果ガス濃度は増加している。」としています。また、気候変動をもたらす要因としては、「1750年以降の大気中の二酸化炭素濃度の増加」であり、「気候システムに対する人間の影響は明瞭である」こと、将来の世界及び地域における気候変動については、「温室効果ガスの継続的な排出は、更なる温暖化と気候システム全ての要素の変化をもたらすだろう。」と報告しており、二酸化炭素などの温室効果ガス削減の必要性を示しています。

本市においては、年間平均気温の上昇については一概には判断できませんが、下図を見る限り、平均気温は右肩上がりの傾向となっています。

表7 本市の年間平均気温の変化（1899～2019年）

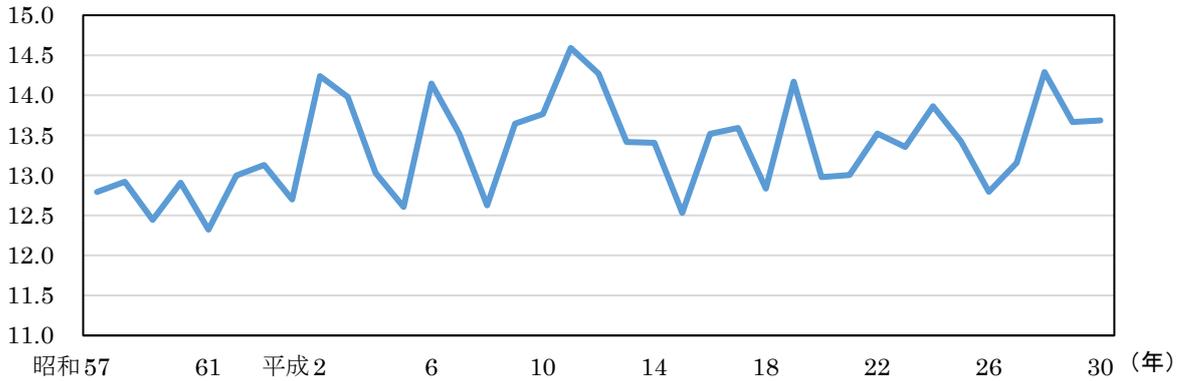


出典：気象庁統計資料より作成

地球規模の温暖化が続いた場合、海水温の上昇で海藻類やカキなどの養殖、さらには魚類の分布にも影響が出て、沿岸漁業での品質への影響も懸念されます。また、近年のサケやサンマの不漁は、地球温暖化が原因の一つと考えられています。

(°C)

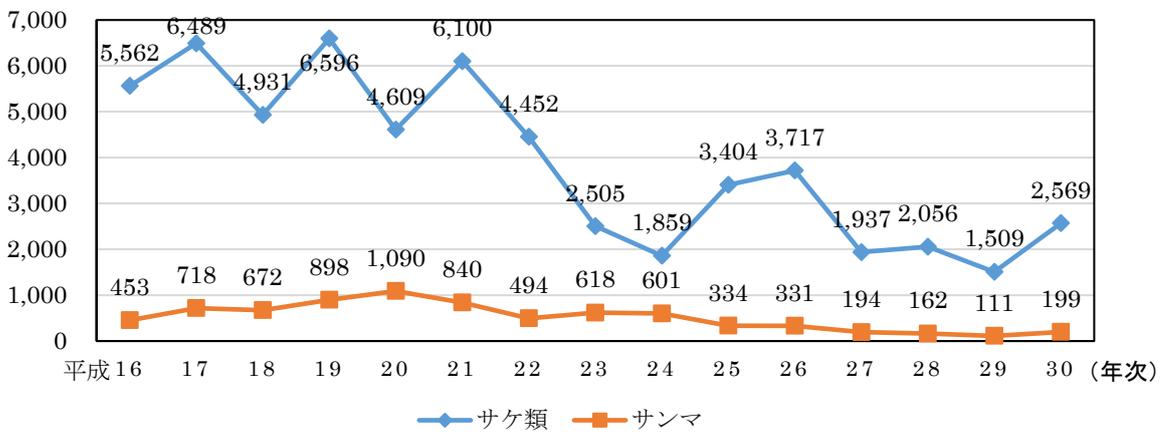
表8 岩手県沿岸北部の海水温年平均



出典：気象庁統計資料より作成

(t)

表9 本市のサケ類とサンマの漁獲量



出典：海面漁業生産統計調査

◆ 宮古市役所の事務事業における温室効果ガス排出量

本市では、平成13年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温暖化対策に関する実行計画として「エコ・プラン21」を策定し、市の施設及び本市の職員が直接従事する事務・事業全体を対象に、率先した環境行動の推進を図っています。平成24年2月には第3次実行計画を策定し、平成22年度排出量4,379t-CO₂を基準にその水準を維持する目標を掲げています。

平成22年度比で平成30年度は20.99%の減となっており、基準年の排出量以下を維持しています。

表10 「エコ・プラン21」適用範囲における温室効果ガス排出量 (単位: t-CO₂)

	22年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
排出量	4,378.5	4,191.5	3,880.6	3,973.2	3,273.3	3,459.4
比較	100.00%	95.73%	88.63%	90.74%	74.76%	79.01%
	基準年	4.27%減	11.37%減	9.26%減	25.24%減	20.99%減

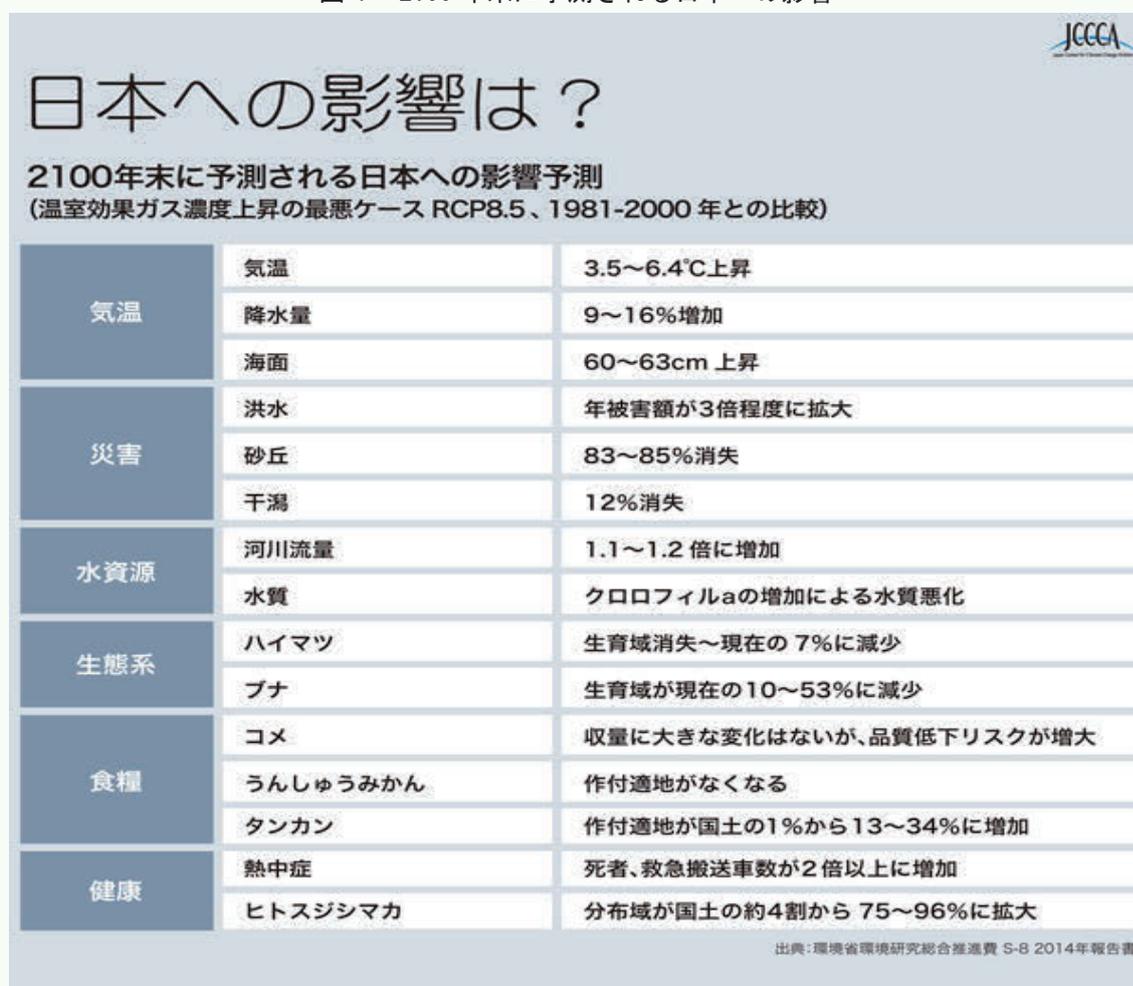
環境生活課

【 解 説 】

～地球温暖化の日本への影響～

環境省は、IPCC の温暖化のシナリオを用いて、日本への影響予測、リスク低減に対する適応策の効果を評価した報告書（環境省 環境研究総合推進費 S-8 2014 年報告書地球温暖化「日本への影響」－新たなシナリオに基づく総合的影響予測と適応策－）を公表しました。この報告書によれば、温室効果ガス排出量が最大で濃度上昇の最悪ケースである RCP8.5*シナリオでは、2100 年末に下図のような影響が日本国内で発生すると予測されています（JCCCA「IPCC 第 5 次評価報告書特設ページ」より引用）。

図 4 2100 年末に予測される日本への影響



日本への影響は？

2100 年末に予測される日本への影響予測
(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000 年との比較)

気温	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
	海面	60～63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂丘	83～85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育域消失～現在の7%に減少
	ブナ	生育域が現在の10～53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13～34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送車数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75～96%に拡大

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書

出典：JCCCA「IPCC 第 5 次評価報告書特設ページ」²

<http://www.jccca.org/ipcc/ar5/wg2.html>

² この表は、全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ「すぐ使える図表集」（<http://www.jccca.org/chart/>）からの引用です。地球温暖化問題を知る上で重要なデータの図表集であり、商用目的を除き出典を明記した上であれば自由に活用が可能な資料です。



サンマの水揚げの様子

(3) 再生可能エネルギー

本市では、東日本大震災復興計画の重点施策の一つとして、「森・川・海の再生可能エネルギープロジェクト」を掲げ、大規模太陽光発電設備や住宅用太陽光発電システム、木質バイオマスストーブの導入促進について取り組んできました。

今後は、再生可能エネルギーの導入による「脱炭素化」と、「耐災害性の向上」、「地域経済の活性化」、「地域課題の解決」に統合的に取り組む必要があります。

また、再生可能エネルギーの導入については、自然環境や野生動植物等との調和が必要なことから、適正な設置や管理を求めていく必要があります。

◆ 再生可能エネルギーの利用可能量

本市と岩手県における再生可能エネルギーの利用可能量は以下のとおりです。本市の利用可能量は、陸上風力が最も多い結果となっています。

表 11 再生可能エネルギー調査結果

種別		利用可能量		備 考
		宮古市	岩手県	
太陽光	発電	149 千 kW	3,264 千 kW	※1
	熱利用	3 千 kW	69 千 kW	※1
風力	陸上	2,053 千 kW	17,129 千 kW	※1
中小水力	河川部	77 千 kW	391 千 kW	※1
地熱		0 千 kW	1,454 千 kW	※1
地中熱		30 千 kW	799 千 kW	※1
木質バイオマス*	未利用間伐材等	30,180t/年	—	※2
	製材工場等残材廃材 (チップ)	86,000t/年	—	※3
	小 計	116,180t/年	—	※4
海洋エネルギー	岩手県で実証実験中(波力・潮力等)			

※1 環境省「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ・ゾーニング基礎情報」より

※2 既往調査による宮古地区の利用可能量を、各市町村における森林面積で按分し、宮古市分を算出した

※3 既往調査における宮古市内の使用可能量と同量計上した

※4 宮古市の利用可能量の試算値は、取引先が決まっているものも含んでおり、全ての利用が新たに可能となるものではない

【 解 説 】

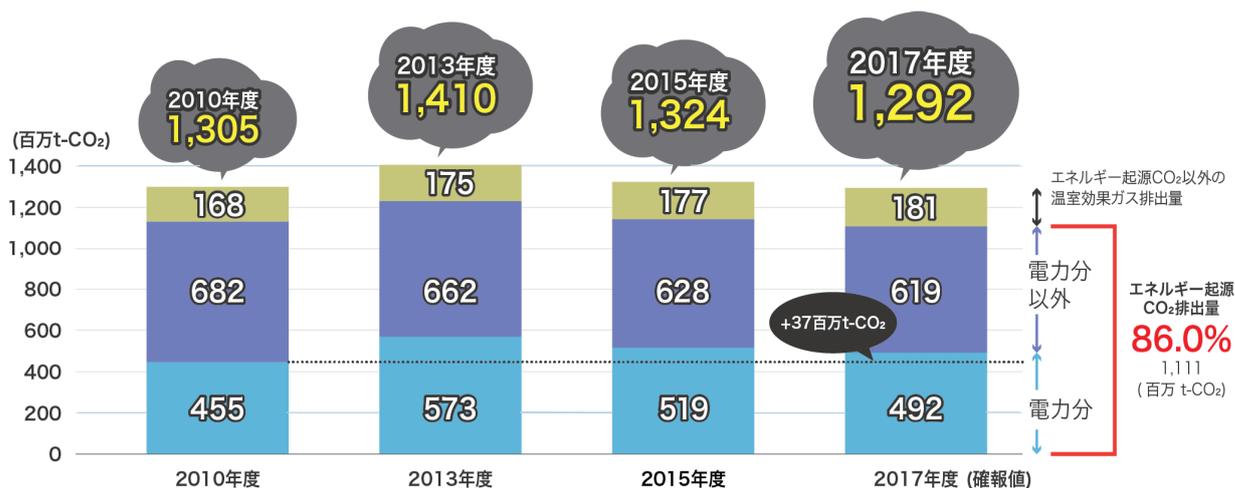
～エネルギー起源の二酸化炭素と再生可能エネルギー～

日本の温室効果ガス排出量は、2017年度で12億92百万t-CO₂で、そのうちエネルギーを起源とするものが11億11百万t-CO₂で、総排出量の86.0%を占めています。そのうち4億92百万t-CO₂が、火力発電による電力由来によるもので、エネルギーを起源とする温室効果ガスの排出量の44.3%を占めています。

宮古市のCO₂の排出量は、環境省の「部門別CO₂排出量の現況推計」によると、2017年で43万6千t-CO₂と推計されています。

太陽光・風力・バイオマスなどの再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、地域内で生産できることから、パリ協定の実現に貢献することができます。

表 12 日本の温室効果ガス排出量の推移



出典：資源エネルギー庁ホームページ

(4) ごみ

本市の一般廃棄物処理実績における年間のごみの量は以下のとおりです。人口が減少する中、近年ではほぼ横ばいで推移していることから、ごみの減量の取り組みが必要となります。

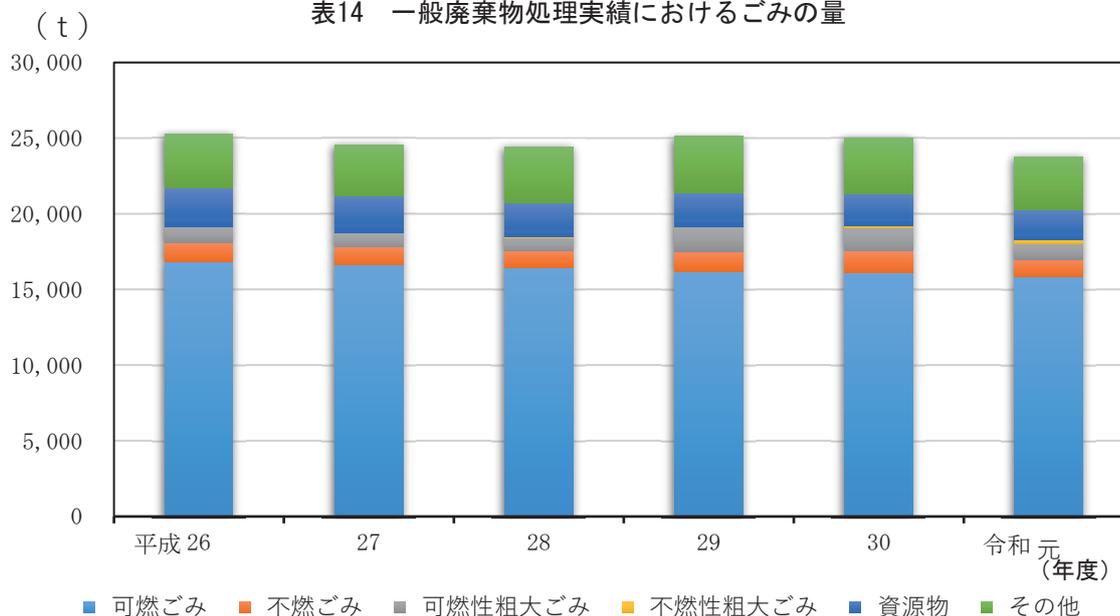
表 13 一般廃棄物処理実績におけるごみの量

(単位：t)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
可燃ごみ	16,827	16,650	16,448	16,169	16,134	15,849
不燃ごみ	1,250	1,156	1,097	1,329	1,397	1,122
可燃性粗大ごみ	1,048	919	884	1,647	1,551	1,076
不燃性粗大ごみ	19	17	16	18	119	212
資源物	2,580	2,430	2,285	2,213	2,117	2,004
その他	3,541	3,388	3,674	3,729	3,700	3,510
合計	25,265	24,560	24,405	25,104	25,018	23,773

出典：宮古市 一般廃棄物処理実績

表 14 一般廃棄物処理実績におけるごみの量



出典：宮古市 一般廃棄物処理実績

宮古地区広域行政組合圏域（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）の可燃ごみ組成割合は、最も多いのは「生ごみ」で約 50%の量を占めており、次いで「紙・布類」、「合成樹脂」となっています。

表 15 宮古地区広域行政組合圏域の可燃ごみ組成割合の推移

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度
紙・布類	25.90%	26.60%	21.60%	25.64%	26.97%
合成樹脂類	14.50%	18.00%	18.50%	19.08%	15.67%
木・竹・ワラ類	4.40%	9.30%	8.00%	5.28%	4.72%
生ごみ	50.00%	43.50%	50.70%	49.34%	49.95%
不燃物類	1.70%	1.60%	0.70%	0.19%	1.00%
その他	3.50%	1.00%	0.50%	0.47%	1.69%
合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

※表中の割合は湿潤状態の推計値
出典：宮古地区広域行政組合

本市の1人1日当たりのごみの排出量は、総排出量、生活系ごみとも県平均より多くなっています。

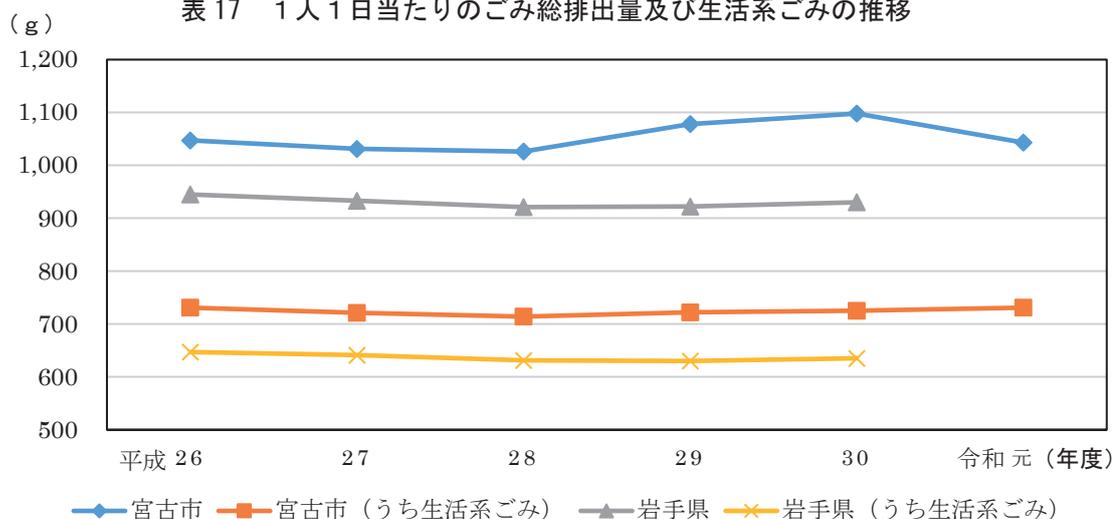
表 16 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

(単位：g/人日)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度
宮古市	1,047	1,031	1,026	1,078	1,098	1,043
宮古市(うち生活系ごみ)※	731	721	714	722	725	731
岩手県	945	933	921	922	930	
岩手県(うち生活系ごみ)※	647	641	631	630	635	

※生活系ごみ＝ごみ集積所からの収集と家庭から広域行政組合に持ち込まれたもの
出典：岩手県環境生活部資源循環推進課 一般廃棄物の排出及び処理状況等(令和元年度は未公表)
宮古市 一般廃棄物処理実績

表 17 1人1日当たりのごみ総排出量及び生活系ごみの推移



出典：岩手県環境生活部資源循環推進課 一般廃棄物の排出及び処理状況等(令和元年度未公表)
宮古市 一般廃棄物処理実績

(5) 環境負荷

本市では大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の環境負荷を各観測地点で観測し、評価、指導等を行うことにより環境負荷の低減に努めています。

① 大気環境

本市の大気環境基準（長期的評価）は2箇所の測定局共に達成されています。大気汚染物質濃度の年平均値に大きな変化はなく、経年変化はほぼ横ばいで推移しており、宮古市の大気環境はおおむね良好に維持されています。引き続き、環境負荷の低減に取り組む必要があります。

表 18 平成 30 年度測定結果概要

種別	測定局	二酸化硫黄*		浮遊粒子状物質*	
		長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価
一般環境 大気測定局	磯鶏	○	○	○	○
	崎山	○	○	○	○

(注) 表中記号 「○」：環境基準達成

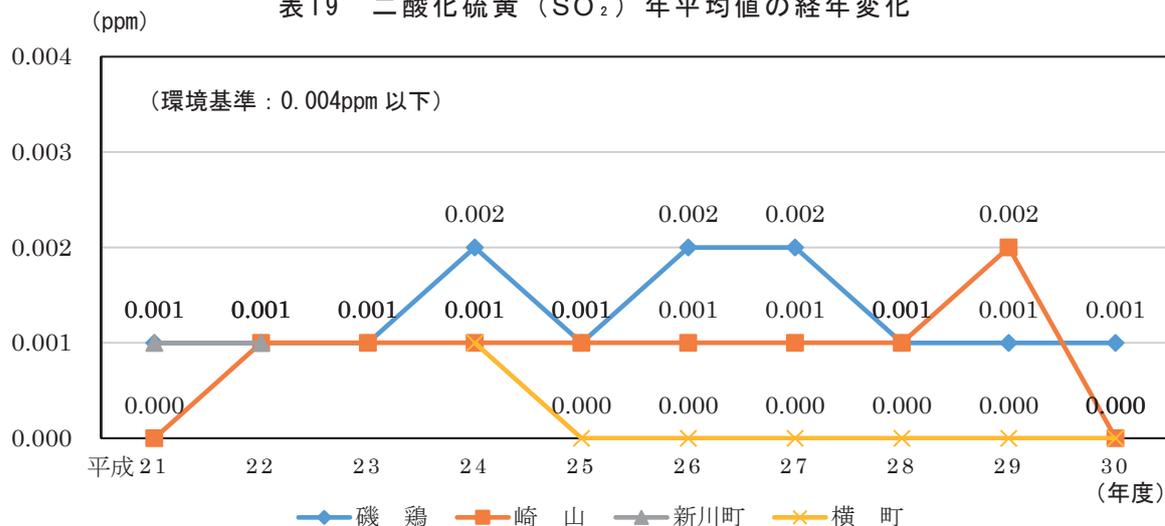
出典：宮古市 令和元年度宮古市公害対策測定報告書



浄土ヶ浜

高度経済成長期の化石燃料の大量消費によって二酸化硫黄による大気汚染が急速に進行したため、低硫黄原油の使用、重油の脱硫、排煙装置・脱硫装置の設置等の対策が進められた結果、二酸化硫黄濃度は低下しました。近年の国内の状況は低いレベルで横ばい傾向にあり、良好な状況が続いています。宮古市内の測定結果を年平均値で比較すると、すべての測定局において環境基準を達成しています。

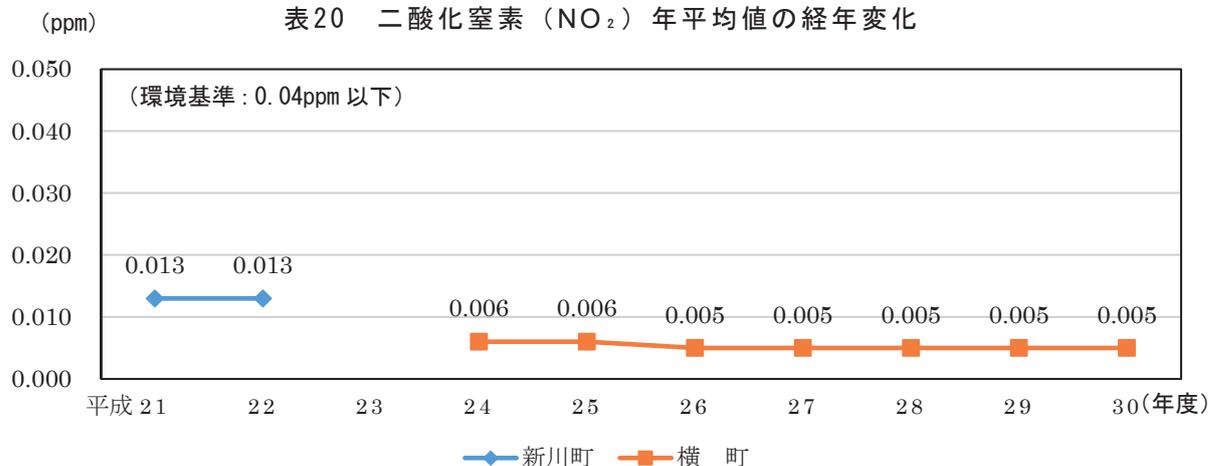
表19 二酸化硫黄 (SO₂) 年平均値の経年変化



出典：宮古市 令和元年度宮古市公害対策測定報告書

二酸化窒素* (NO₂) 等の窒素酸化物 (NO_x)は、主に物の燃焼に伴って発生します。工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。岩手県では道路周辺における状況を把握するために沿道に設置された自動車排出ガス測定局（新川町）で常時監視を実施していました。しかし平成 23 年度に測定局が津波で流出しました。平成 24 年度から横町で測定をしており、環境基準を達成しています。

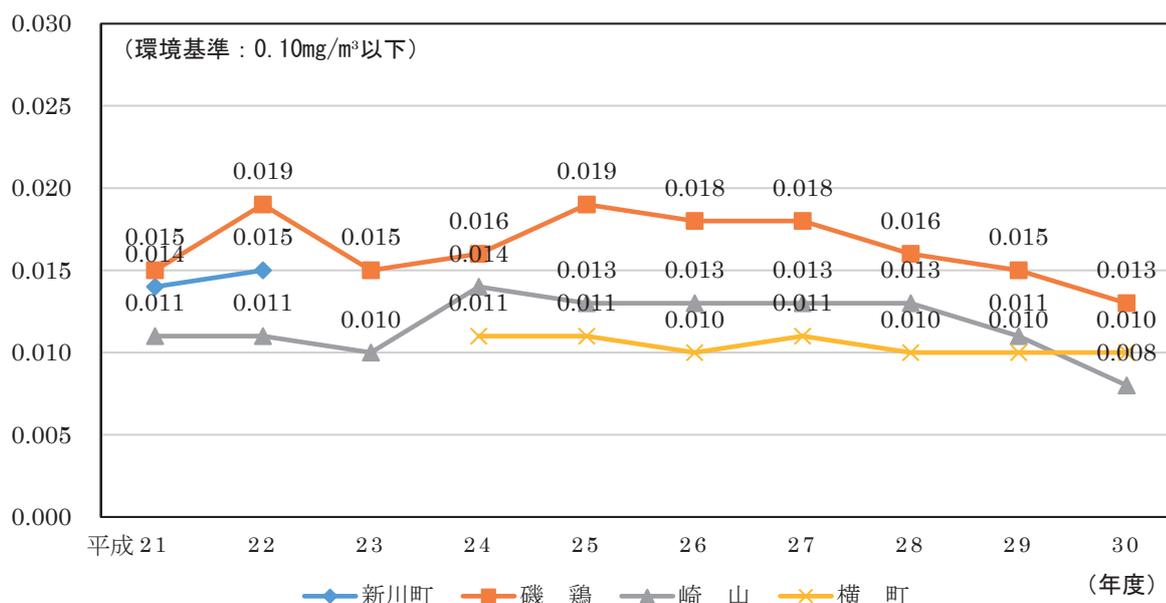
表20 二酸化窒素 (NO₂) 年平均値の経年変化



出典：宮古市 令和元年度宮古市公害対策測定報告書

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質（浮遊粉塵、エアロゾル*など）のうち粒径が10μm以下のものを言います。発生源から直接排出される一次粒子としては、工場等から排出されるばいじんやディーゼル排気粒子（DPE）等の人為的発生源や黄砂や土壌の巻上げ等の自然発生源があります。測定結果は、ほぼ横ばいの結果となっています。経年変化はゆるやかな減少傾向にあり、全ての地点で環境基準を達成しています。

(mg/m³) 表21 浮遊粒子状物質（SPM）年平均値の経年変化



出典：宮古市 令和元年度宮古市公害対策測定報告書

② 水質環境

ア 河川

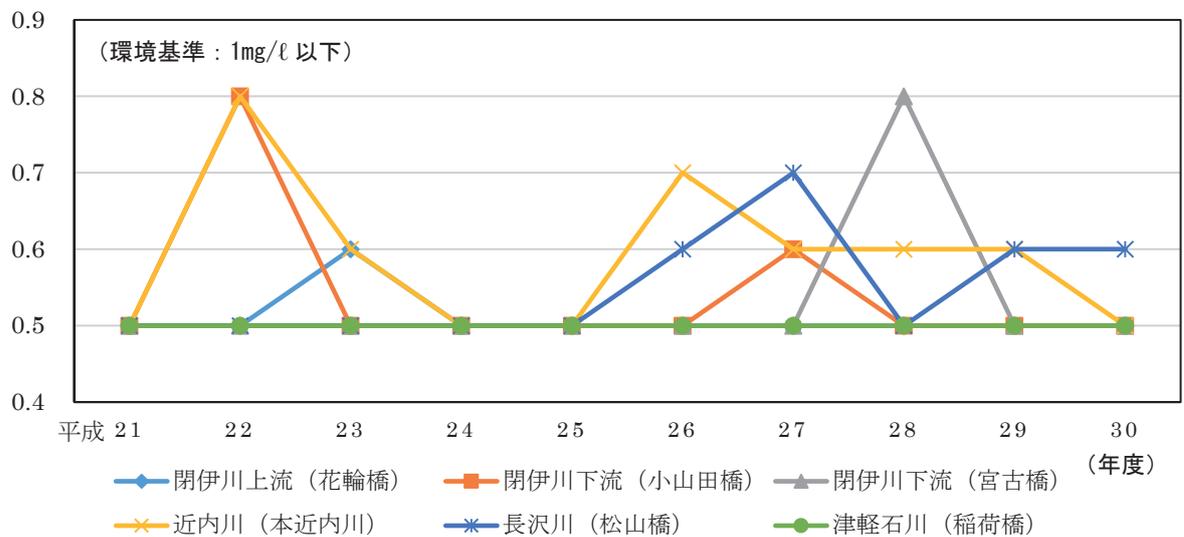
生活環境項目として「生活環境保全に関する環境基準」に係わる5項目、「水素イオン濃度（pH）」、「溶存酸素（DO）」、「生物化学的酸素要求量（BOD）*」、「浮遊物質（SS）」及び「大腸菌群数」の測定を行っています。（一部の河川では「全窒素*」、「全燐*」も実施しています。）この中で、河川水質の有機汚濁の代表的指数であるBODの水域・年度別の環境基準達成状況は、全ての水域で基準を達成しています。また、健康項目として、「人の健康の保護に関する環境基準」に係わるカドミウム等26項目の調査結果についても、すべての地点で環境基準を達成しています。引き続き、環境負荷の低減に取り組む必要があります。

表 22 宮古地区における類型指定水域*（河川）のBOD 経年変化（75%値）

（単位：mg/ℓ）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
閉伊川上流(花輪橋)	<0.5	0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.6	<0.5	<0.5
閉伊川下流(小山田橋)	<0.5	0.8	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	0.5	<0.5	<0.5
閉伊川下流(宮古橋)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.5	<0.5	0.8	<0.5	0.5
近内川（本近内川）	0.6	0.8	0.6	<0.5	<0.5	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5
長沢川（松山橋）	<0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.7	0.5	0.6	0.6
津軽石川（稲荷橋）	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5

(mg/ℓ) 表 23 宮古地区における類型指定水域（河川）BOD 経年変化（75%値）



出典：宮古市 令和元年度宮古市公害対策測定報告書

表 24 田老・新里・川井地域における類型指定水域（河川）のBOD 経年変化（75%値）

（単位：mg/ℓ）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
撰待川(撰待橋)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
田代川上流(田老橋)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5
田代川下流(日の出橋)	0.5	0.5	0.7					<0.5	<0.5	<0.5
神田川（大平橋）	<0.5	0.3	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
刈屋川（茂市橋）	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
小国川（戸草橋）	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
薬師川（江繋橋）	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5

イ 海域

岩手県は、宮古湾内で、閉伊川沖、高浜沖及び浄土ヶ浜沖の3地点、田老湾内の2地点の計5地点で測定を行っています。平成23、24年度は、震災の影響で備船が確保できず、田老湾での測定はできませんでした。

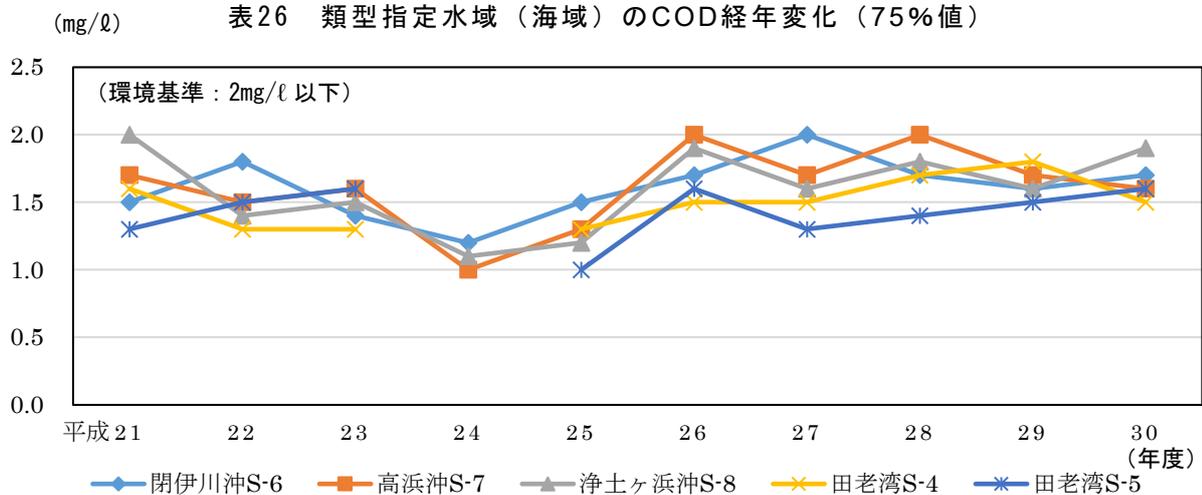
生活環境項目については、「生活環境保全に関する環境基準」に係わる水素イオン濃度（pH）、溶存酸素（DO）、化学的酸素要求量（COD）*、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、全窒素、全磷及び大腸菌群数の測定を実施しています。この中で、海域水質の汚濁の代表的指数であるCODによる測定地点・年度別の環境基準達成状況は、宮古湾及び田老湾において、ここ10年は基準を達成しています。

表25 類型指定水域（海域）のCOD経年変化（75%値）

（単位：mg/ℓ）

水域名・地点名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
閉伊川沖 S-6	1.8	1.4	1.2	1.9	1.5	1.7	2.0	1.7	1.6	1.7
高浜沖 S-7	1.5	1.6	1.0	1.6	1.3	2.0	1.7	2.0	1.7	1.6
浄土ヶ浜沖 S-8	1.4	1.5	1.1	1.7	1.2	1.9	1.6	1.8	1.6	1.9
田老湾 S-4	1.3	1.3			1.3	1.5	1.5	1.7	1.8	1.5
田老湾 S-5	1.5	1.6			1.0	1.6	1.3	1.4	1.5	1.6

表26 類型指定水域（海域）のCOD経年変化（75%値）



出典：宮古市 令和元年度宮古市公害対策測定報告書

4 環境の将来像と基本方針

(1) 環境の将来像

宮古市総合計画では、市の将来像として「『森・川・海』とひとが調和し共生する安らぎのまち」を掲げています。

環境の側面から本市を見た場合、「森・川・海」は、貴重な自然環境であると同時に、農林水産業の生産基盤でもあり、生活環境としても健康で安全かつ快適な生活を営む上で欠かすことのできないものです。

これらの自然環境に対して、環境負荷ができるだけ少ない暮らしを営むという点では、自然と共に生きるという視点が大切であり、そのためには、廃棄物の発生抑制や適正な処理、再生資源の利用などを促進していく必要があります。また、自然環境を守るためには、地球温暖化等の地球的規模で影響を及ぼす問題にも取り組んでいく必要があります。

本計画では、本市の目指すべき環境の将来像を以下のように設定します。

図5 環境の将来像

宮古市総合計画で掲げている宮古市の将来像

「森・川・海」とひとが調和し共生する安らぎのまち

宮古市環境基本計画で掲げる環境の将来像

恵み豊かな自然の維持と、
循環を基調とした持続可能な社会*の形成

「北上高地を源流とする生命にかけがえのない水を育む森」、「閉伊や津軽石、田代、撰待の清らかな川」、「なりわいを支える恵み豊かな海」、「観光資源として貴重な景観」、これらを守りながら市民の一人ひとりが地球あつての「森・川・海」の視点に立って、地域環境と地球環境に優しい生活を送り、豊かな自然とひとが共生することにより、市民の健康で安全かつ快適な生活の場を確保し、循環を基調とした持続可能な社会の形成を図ることにより、安らぎのまちを目指します。

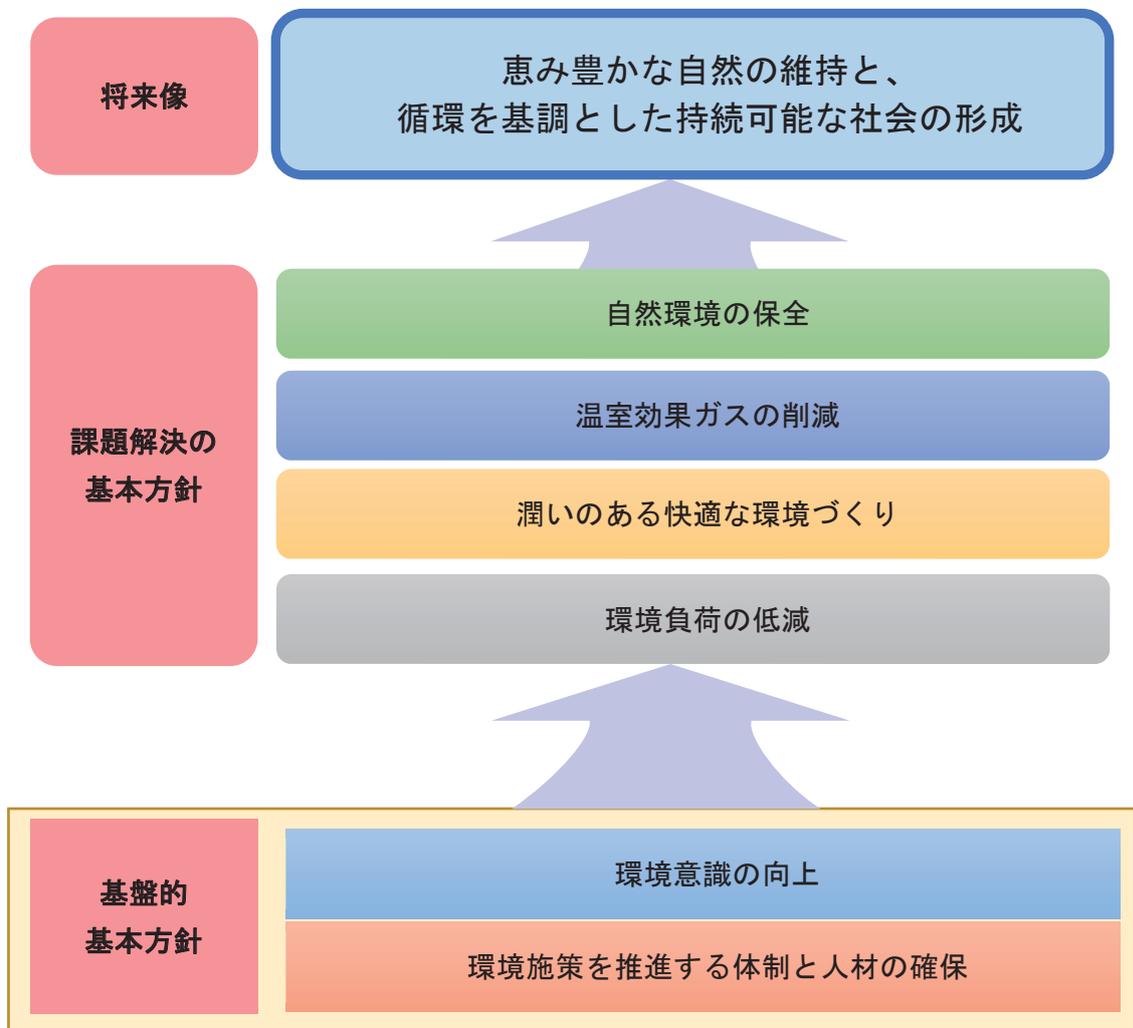
(2) 基本方針

本市の環境の課題に取り組み、環境の将来像を実現するために、本計画では環境の課題分野に対応した以下の6つの基本方針を定めます。

6つの基本方針のうち、「自然環境の保全」、「温室効果ガスの削減」、「潤いのある快適な環境づくり」、「環境負荷の低減」の4つは環境の将来像を達成するための解決すべき課題そのものに対応した方針です。

その一方で、「環境意識の向上」、「環境施策を推進する体制と人材の確保」は上記の基本方針を支える基盤的なものとして定めました。

図6 基本方針



5 施策体系及び重点施策

(1) 施策の体系

環境の将来像を達成するための6つの基本方針に基づいた施策、具体施策の体系を、次のページに示します。

(2) 重点施策

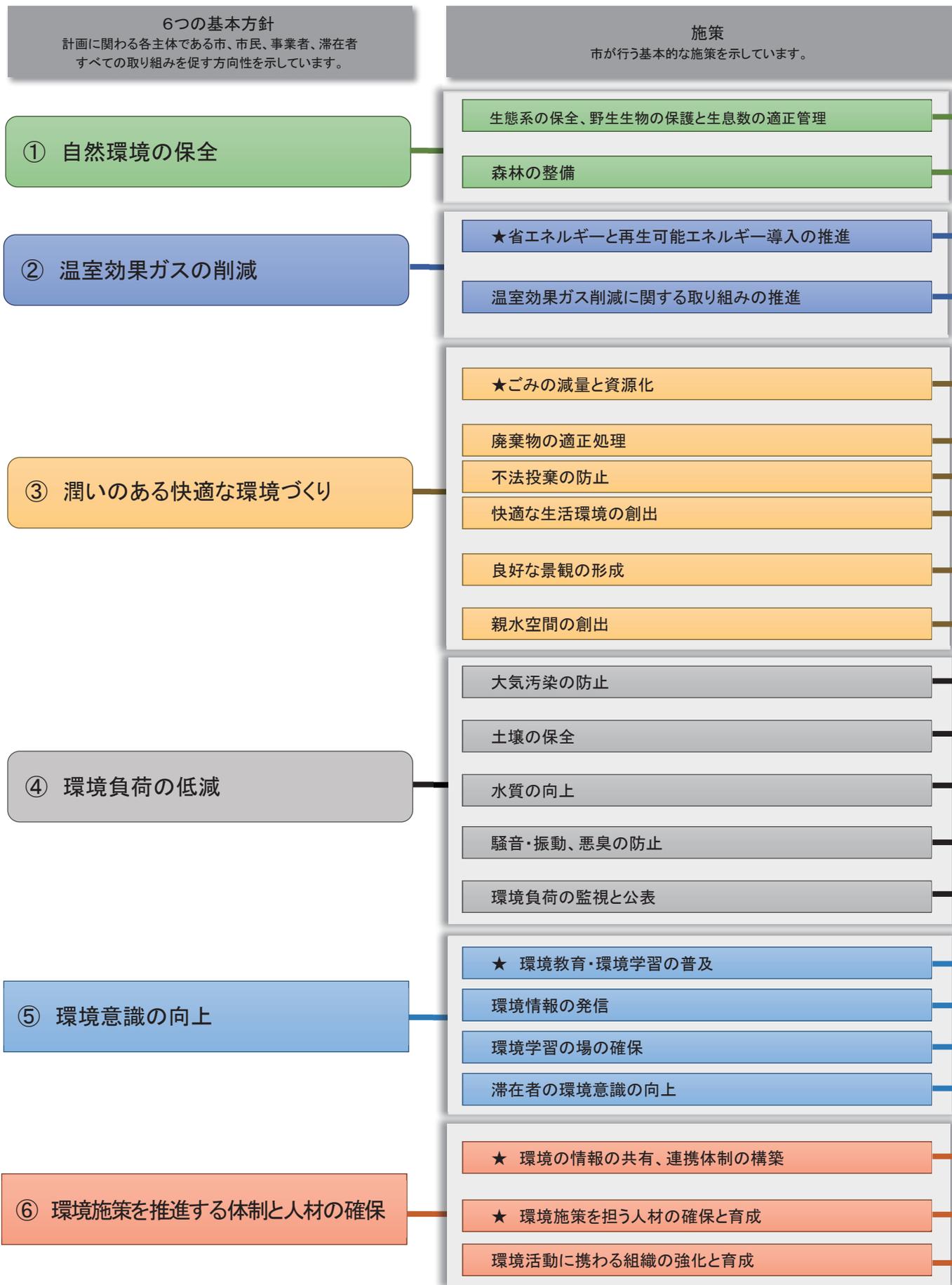
近年の環境の課題は多岐にわたりますが、地球温暖化対策は緊急の課題であり、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ汚染も世界的に問題となっています。また、社会全体で課題解決に取り組む際に求められる人々の「環境意識の向上」を図り、解決の基盤となる「環境施策を推進する体制と人材の確保」を行い、根本的かつ持続可能な課題解決の手段を構築していくことも重要です。

このことから、基本方針「温室効果ガスの削減」からは『省エネルギーと再生可能エネルギー導入の推進』を、基本方針「潤いのある快適な環境づくり」からは『ごみの減量と資源化』を、基本方針「環境意識の向上」からは『環境教育・環境学習の普及』を、基本方針「環境施策を推進する体制と人材の確保」からは『環境の情報の共有、連携体制の構築』、『環境施策を担う人材の確保と育成』を重点施策としました。

図7 基本方針と重点施策のイメージ図



将来像「恵み豊かな自然の維持と、循環を基調とした持続可能な社会の形成」



★は重点施策

具体施策

市が行う具体的な施策を示しています。

なお、具体の施策に基づいた市の取り組みは、巻末の付属資料にてまとめています。

- ・生態系の保全
- ・野生生物の保護と生息数の適正管理のための配慮

- ・造林・育林の推進
- ・植林の推進

- ・省エネルギーに関する取り組みの推進
- ・再生可能エネルギー導入の推進

- ・地球温暖化対策に係わる計画策定と実行
- ・環境にやさしい消費行動の普及促進
- ・温室効果ガス排出管理の普及促進

- ・ごみ減量に向けた取り組みの推進
- ・4Rの取り組みの推進
- ・意識啓発の推進

- ・廃棄物の適正処理の推進

- ・不法投棄の防止に向けた対策の推進

- ・市内のユニバーサルデザイン化の推進

- ・花と緑のある街づくりの推進
- ・景観を生かした街づくりの推進
- ・環境美化の推進

- ・親水空間*の整備と管理

- ・排出ガス抑制の取り組みの推進

- ・農地の土壌環境の保全
- ・土壌汚染対策の推進

- ・生活排水の処理施設の普及
- ・水質汚濁防止対策の推進

- ・騒音・振動防止対策の推進
- ・悪臭防止対策の推進

- ・化学物質等の監視
- ・PRTRの運用

- ・環境教育・環境学習の推進

- ・環境情報の普及促進

- ・環境学習の場の整備と管理

- ・エコツーリズム等の推進

- ・住民等との連携体制の構築
- ・近隣自治体との連携体制の構築

- ・環境を担う人材確保
- ・環境指導者の育成

- ・環境団体の育成とネットワークの構築

重点施策

本市の環境の課題解決に向けた、特に重要な施策を示しています。

温室効果ガスの削減

★省エネルギーと再生可能エネルギー導入の推進

■省エネルギーの啓発と、化石燃料代替による温室効果ガス削減に大きく貢献する再生可能エネルギーの導入を進めます。

潤いのある快適な環境づくり

★ごみの減量と資源化

■4Rの取り組みを推進し、ルールに従ったごみの排出を行い、プラスチックごみなどの減量と資源化に取り組めます。

環境意識の向上

★環境教育・環境学習の普及

■市内にある環境に関するフィールドを最大限活用し、自然観察教育林*、木の博物館*をはじめ、ボランティア清掃など、各地で行う環境教育活動を推進します。

環境施策を推進する体制と人材の確保

★環境の情報の共有、連携体制の構築
■行政、市民、事業者、NPO等が情報共有をし、連携することで体制を強固なものとしめます。

★環境施策を担う人材の確保と育成

■有識者を活用した研修会、体験学習等を通じて人材を発掘し育成を図ります。

① 自然環境の保全³

ア 解決すべき課題

広大な市域を有する本市は、多種多様な生態系が存在しています。一方で、地球温暖化等の影響により動植物の生育・生息環境が変化しており、適正な管理が求められています。

イ 施策の体系

本市の豊かな森、川、海の自然及び動植物を守るために、森林の整備、動植物や生態系の保護・保全を進めます。



【施策の説明】

◆生態系の保全、野生生物の保護と生息数の適正管理

本市の豊かな森川海を保全し、その生態系を守り貴重な希少動植物の保護に努めます。

また、野生動物（ツキノワグマ・シカ等）について、県の第二種特定鳥獣管理計画及び宮古市鳥獣被害防止有計画に基づき適正な生息数管理の取り組みを進めます。

◆森林の整備

本市は全国の市町村で11番目に広い市域面積であり、その約9割が森林です。この本市の豊かな森林を整備、保全します。

また、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度を実施し、林業の振興を図ります。

³ 本計画では、「保全」とは、ある程度は手を加えながら管理していくことと定義し、「保護」とは、もともとある状態にいきい手を加えず管理することと定義しています。

ウ 環境管理指標

指標	参考値 (平成 25 年度)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	関係 部署
①自然環境に対する 市民満足度	69.5 点	67.0 点	69.5 点	環境生活課
②希少動植物等の調 査実施回数	17 回	16 回	25 回	環境生活課 文化課
③森林整備面積	125ha	355ha	462ha	農林課
④市民参加、その他団 体の植林本数	4,250 本/年	5,302 本/年	2,600 本/年	農林課 水産課

【目標値の考え方】

- ①自然環境に対する市民満足度を高めるもの
- ②希少性動植物等の調査実施回数の増加を目指すもの
- ③森林整備面積の増加を目指すもの
(公有林と民間の森林整備補助対象分の、植林や下刈りなどの育林を行った面積の合計)
- ④森林管理に適正な植樹本数を確保するもの
(平成 25 年度、平成 30 年度は震災復興支援の植樹イベントや県植樹祭により植樹本数が増加した。)



植樹の様子



市の花 ハマギク

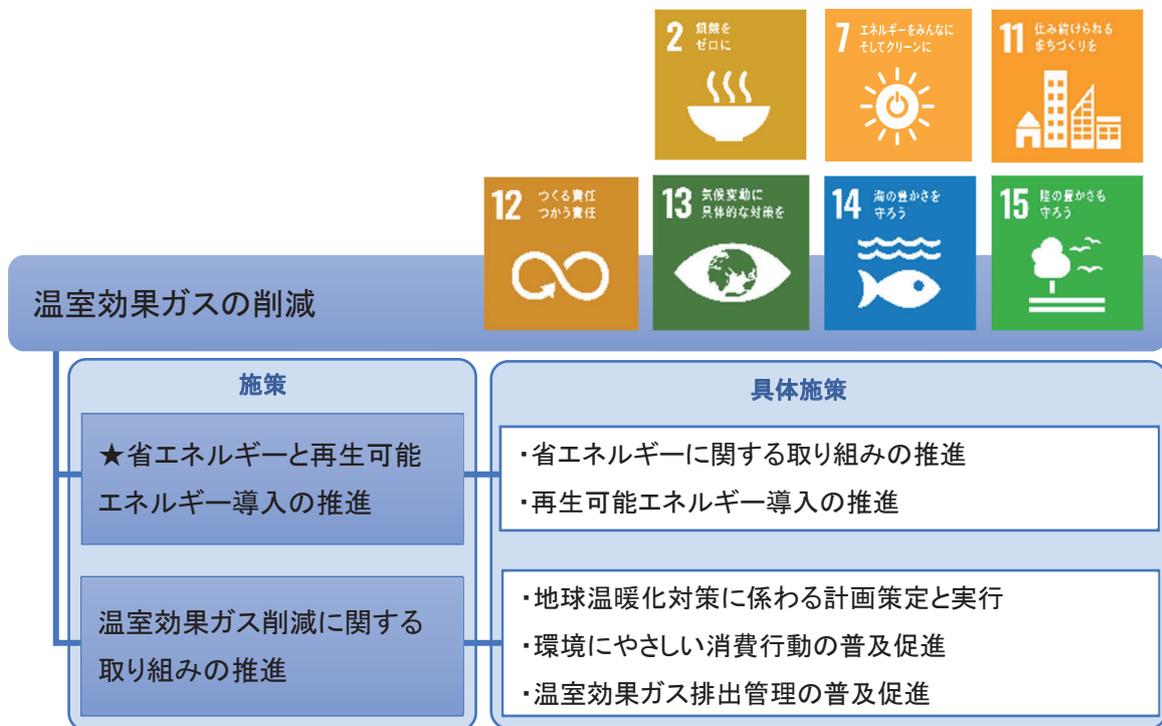
② 温室効果ガスの削減

ア 解決すべき課題

今後も地球温暖化の傾向が続くと、本市においても農業や植生等への影響が懸念されます。また、沿岸漁業での漁獲量については、すでに影響が出始めています。このような温暖化への対策として省エネルギー・再生可能エネルギーへの取り組みが求められています。

イ 施策の体系

地球温暖化対策として、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、温室効果ガス削減に関する取り組みを進めます。



★のマークは重点施策です。

【施策の説明】

★省エネルギーと再生可能エネルギー導入の推進

省エネルギー設備等の導入や、省エネルギーに関する情報発信と啓発活動を行い、省エネルギーの取り組みを進めます。

太陽光発電*、風力発電、水力発電などの再生可能エネルギーの導入を推進することにより、エネルギーの化石燃料依存からの脱却をすすめ、併せて温室効果ガス排出量の削減を促進します。

◆温室効果ガスの削減に関する取り組みの推進

市は地球温暖化対策に係わる計画を策定するなど取り組みを推進するとともに、市

民、事業者、滞在者の取り組みを促進します。

森林整備や植林をすることにより、森林による二酸化炭素吸収の取り組みを進めます。

～再生可能エネルギーの取り組み～

令和2年に再生可能エネルギービジョンを策定し、「再生可能エネルギーの地産地消を通じた地域内経済循環の創出による持続可能なまちづくり」を基本目標に再生可能エネルギー導入を推進します。

再生可能エネルギーは地域固有の財産であり、その利活用によって得られる利益は地域に還元されるべきものです。

地域資源の積極的な活用により「脱炭素化」と「耐災害性の向上」「地域経済の活性化」に向け、市民・事業者・行政が連携し、再生可能エネルギー導入の推進に取り組みます。

再生可能エネルギーの導入に際しては、自然環境や景観の保全、地域社会との調和を考慮した事業実施を求めています。

ウ 環境管理指標

指標	参考値 (平成25年度)	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	関係 部署
①再生可能エネルギー導入容量	10,216kw	22,616kw	244,000kw	エネルギー推進課
②住宅用太陽光発電システム導入件数	608件	1,089件	1,300件	環境生活課
③再生可能エネルギーによる電力自給率*	—	25% (H27)	40%	エネルギー推進課
④木質バイオマスストーブ設置件数	82件	162件	250件	農林課
⑤市の公共施設における温室効果ガス排出量	4,458.0t-CO ₂	3,459.4t-CO ₂	3,286.4t-CO ₂	環境生活課各課
⑥地域材利用住宅棟数	18棟 (ほかに被災者再建分45棟)	14棟 (ほかに被災者再建分17棟)	年間20棟	農林課
⑦学校給食用宮古産米使用量	14,160kg	43,950kg	57,000kg	農林課

【目標値の考え方】

- ①再生可能エネルギー導入容量増加を目指すもの
- ②住宅用太陽光発電システム導入件数増加を目指すもの
- ③再生可能エネルギーによる電力自給率の増加を目指すもの
- ④木質バイオマスストーブ設置件数の増加を目指すもの
- ⑤市の公共施設における温室効果ガス排出量の削減を目指すもの
- ⑥地域材利用住宅棟数増加を目指すもの
- ⑦フードマイレージ*や地産地消*の考え方から学校給食用宮古産米使用量の増加を目指すもの

③ 潤いのある快適な環境づくり

ア 解決すべき課題

自然公園や三陸ジオパークのジオサイトなど、市特有の自然景観を保全するとともに、災害からの復旧・復興事業においては、景観や生活環境に配慮したまちづくりに取り組んでいく必要があります。また、ごみの適正処理や削減といった取り組みも求められています。

イ 施策の体系

ごみの適正処理・減量、快適な生活環境、自然と調和した景観を通じ、潤いのある快適な環境を創出します。



★のマークは重点施策です。

【施策の説明】

★ごみの減量と資源化

4 Rを推進し、ごみの減量と資源化に関する取り組みを行います。

◆廃棄物の適正処理

廃棄物の適正な処理を行います。

災害発生時の廃棄物処理について、災害廃棄物処理計画により迅速に対応します。

マイクロプラスチックを含む海洋ごみ等の海岸漂着物対策について、海岸管理者等と連携して取り組みます。

◆不法投棄の防止

不法投棄を防止します。

◆快適な生活環境の創出

気候変動に適応した、誰もが快適に過ごせる生活空間を創出します。

◆良好な景観の形成

本市の豊かな自然と調和した景観を守ります。

◆親水空間の創出

市民の憩いの場となる親水空間を整備します。

ウ 環境管理指標

指標	参考値 (平成 25 年度)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	関係 部署
①環境衛生に対する 市民満足度	66.0 点	66.9 点	68.0 点	環境生活課
②廃棄物最終処分量	1,195t	2,125t	1,000t 以下	環境生活課
③市民 1 人 1 日当 たりのごみの排出量	1,019g/日	1,098g/日	986g/日	環境生活課
④リサイクル率	16.2%	12.6%	16.5%	環境生活課
⑤トイレのユニバー サルデザイン*化	22 箇所	23 箇所	29 箇所	環境生活課 各課
⑥花いっぱい運動参 加団体数	36 団体	44 団体	45 団体	環境生活課
⑦公園協働事業数	5 件	6 件	9 件	環境生活課
⑧親水空間箇所数	7 箇所 (閉伊川緑地、長沢 川桜つつみ公園、リ バーパークにいさと (閉伊川河川敷高德 橋付近)、水道公園、 出崎地区広域総合交 流促進施設、浄土ヶ 浜海水浴場、藤の川 海水浴場)	6 箇所 (長沢川桜つつみ 公園、リバーパー クにいさと(閉伊 川河川敷高德橋付 近)、水道公園、 出崎地区広域総合 交流促進施設、浄 土ヶ浜海水浴場、 藤の川海水浴場)	10 箇所 (閉伊川緑地公 園、長沢川桜つつ み公園、リバー パークにいさと (閉伊川河川敷 高德橋付近)、水 道公園、出崎地区 広域総合交流促 進施設、みなと公 園、浄土ヶ浜海水 浴場、藤の川海水 浴場、真崎海岸小 港海水浴場、女遊 戸海水浴場)	環境生活課 観光課 田老総合事 務所 新里総合事 務所 施設課 各課

【目標値の考え方】

- ①環境衛生に対する市民満足度を高めるもの
- ②廃棄物最終処分量の削減を目指すもの
- ③排出量の削減を目指すもの
- ④リサイクル率を高めるもの
- ⑤個所数の増加を目指すもの
- ⑥参加団体の維持を目指すもの
- ⑦事業数の維持を目指すもの
(地元の自治会等と市が公園の維持管理を協働して行う事業)
- ⑧震災前の個所数の維持を目指すもの

ごみ減量に有効な4つのR(4R)

4 Rとは、4つの言葉の英語の頭文字(R)をとった、ごみを減らすためのキーワードです。

優先度の高い、1から4までの順に、1人ひとりが継続的に行動することが大切です。まずは、ごみとなる原因を作らないことが大切です。

- 1 Refuse (リフューズ) 発生回避 ごみになるものを買わない、断ること
- 2 Reduce (リデュース) 排出抑制 ごみの量を減らすこと
- 3 Reuse (リユース) 再使用 使ったものを廃棄せずにそのまま使うこと
- 4 Recycle (リサイクル) 再生利用 使ったものを資源として再利用すること

④ 環境負荷の低減

ア 解決すべき課題

大気、水質、騒音について、すべての地点で関係する法令に定める環境基準を達成しています。今後も環境基準を達成していく必要があります。

イ 施策の体系

環境負荷を低減するため、各種環境負荷の監視、対策を推進します。



【施策の説明】

◆大気汚染の防止

大気汚染防止に係わる取り組みを行います。

◆土壌の保全

土壌汚染対策に係わる取り組みを行います。

◆水質の向上

公共用水域*の水質のさらなる向上を目指します。

◆騒音・振動、悪臭の防止

騒音・振動、悪臭を防止します。

◆環境負荷の監視と公表

環境負荷となる化学物質等を監視します。

ウ 環境管理指標

指標	参考値 (平成 25 年度)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	関係 部署
①大気に関 わる環境測 定値	<p>【二酸化硫黄】</p> <p>◆1 時間の 1 日平均値 0.001ppm (3 地点平 均)</p> <p>◆1 時間値の最高値 0.014 ppm</p> <p>【二酸化窒素】</p> <p>0.006ppm</p> <p>【浮遊粒子状物質】</p> <p>◆1 時間の 1 日平均値 0.014mg/m³ (3 地点平 均)</p> <p>◆1 時間値の最高値 0.192mg/m³</p>	<p>【二酸化硫黄】</p> <p>◆1 時間の 1 日平均値 0.0003ppm (3 地点平均)</p> <p>◆1 時間値の最高値 0.009 ppm</p> <p>【二酸化窒素】</p> <p>0.005ppm</p> <p>【浮遊粒子状物質】</p> <p>◆1 時間の 1 日平均値 0.010mg/m³ (3 地点平 均)</p> <p>◆1 時間値の最高値 0.20mg/m³</p>	<p>環境基準を達成・維持</p> <p>【二酸化硫黄】</p> <p>1 時間値の 1 日平均値 0.04ppm 以下かつ 1 時間 値 0.10ppm 以下</p> <p>【二酸化窒素】</p> <p>1 時間値の 1 日平均値 0.04～0.06ppm 又はそ れ以下</p> <p>【浮遊粒子状物質】</p> <p>1 時間値の 1 日平均値 0.10 mg/m³以下かつ 1 時 間値 0.20 mg/m³以下</p>	環境生活課
②騒音、振 動に関わる 環境測定値	<p>【環境騒音】</p> <p>昼間：53dB 夜間： 44dB (6 地点平均値)</p> <p>【自動車騒音】</p> <p>昼間：67dB 夜間：58dB (7 地点平 均値)</p>	<p>【環境騒音】</p> <p>昼間：51dB 夜間：41dB (7 地点平均値)</p> <p>【自動車騒音】</p> <p>昼間：67dB 夜間：60dB (3 地点平 均値)</p>	<p>環境基準を達成・維持</p> <p>【環境騒音】</p> <p>地域類型 A 昼間 55 dB 以 下夜間 45 dB 以下</p> <p>【自動車騒音】</p> <p>昼間 70 dB 以下夜間 65 dB 以下</p>	環境生活課
③水洗化	<p>【下水道、集落排水施 設区域】 81.3%</p> <p>【浄化槽処理】 35%</p>	<p>【下水道、集落排水施設 区域】 88.5%</p> <p>【浄化槽処理】 46.45%</p>	<p>【下水道、集落排水施 設】 88.9%</p> <p>【浄化槽処理】 53.5%</p>	施設課
④水質に関 わる環境測 定値：BOD、 COD、全窒 素、全燐	<p>【河川】</p> <p><類型指定水域></p> <p>◆BOD</p> <p>AA：0.5mg/ℓ (7 地点平均)</p> <p>A：0.5mg/ℓ</p> <p><指定水域外> (28 地 点平均)</p> <p>◆BOD 0.7mg/ℓ</p> <p>◆全窒素</p> <p>・0.63mg/ℓ (13 地点平均)</p> <p>◆全燐</p> <p>・0.030mg/ℓ (13 地点平均)</p> <p>【海域】</p>	<p>【河川】</p> <p><類型指定水域></p> <p>◆BOD</p> <p>AA：0.5mg/ℓ (7 地点平均)</p> <p>A：0.5mg/ℓ</p> <p><指定水域外> (14 地 点平均)</p> <p>◆BOD 0.7mg/ℓ</p> <p>◆全窒素</p> <p>・0.41mg/ℓ (14 地点平均)</p> <p>◆全燐</p> <p>・0.016mg/ℓ (14 地点平均)</p> <p>【海域】</p>	<p>【河川】</p> <p><類型指定水域></p> <p>◆BOD</p> <p>環境基準を達成・維持</p> <p>AA：1 mg/ℓ 以下</p> <p>A：2 mg/ℓ 以下</p> <p><指定水域外></p> <p>◆BOD：3.0mg/ℓ 以下 (B 類型程度)</p> <p>◆全窒素</p> <p>・0.30mg/ℓ 以下 (Ⅱ 類型程度)</p> <p>◆全燐</p> <p>・0.030mg/ℓ 以下 (Ⅱ 類型程度)</p> <p>【海域】</p> <p><類型指定水域></p>	環境生活課

指標	参考値 (平成 25 年度)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	関係 部署
	◆COD A : 1.1mg/ℓ (3 地点平均) すべての地点で環境 基準を達成。 ◆全窒素 ・ 0.25mg/ℓ ◆全磷 ・ 0.018mg/ℓ	◆COD A : 1.7mg/ℓ (5 地点平均) すべての地点で環境基 準を達成。 ◆全窒素 ・ 0.22mg/ℓ ◆全磷 ・ 0.015mg/ℓ	◆COD 全地点の環境基準達成 ・ 2mg/ℓ 以下 ◆全窒素 ・ 0.30mg/ℓ 以下 (Ⅱ 類型程度) ◆全磷 ・ 0.030mg/ℓ 以下 (Ⅱ 類型程度)	
⑤公害苦情 件数	23 件	15 件	0 件	環境生活課

【目標値の考え方】

- ①環境基準以下の観測値を目指すもの
- ②環境基準以下の観測値を目指すもの
- ③導入割合の増加を目指すもの
- ④環境基準以下の観測値を目指すもの
- ⑤件数の減少を目指すもの



早池峰山



閉伊川



三王岩

⑤ 環境意識の向上

ア 課題解決の基盤

本市の環境学習は、小・中学校での取り組みが中心ですが、今後は、市民、事業者、滞在者に対象を広げた環境意識の向上のための取り組みが求められています。

イ 施策の体系

環境情報の発信等により市民、事業者、滞在者の環境意識の向上を図ります。



★のマークは重点施策です。

【施策の説明】

◆環境教育・環境学習の普及

幅広い年代を対象とした環境教育・環境学習を普及させます。

◆環境情報の発信

環境に関する情報を発信し、普及・啓発に取り組みます。

◆環境学習の場の確保

市内の施設等を活用し、環境学習の場を広げます。

◆滞在者の環境意識の向上

エコツーリズム*を活用し、滞在者の環境意識の向上を図ります。

ウ 環境管理指標

指標	参考値 (平成 25 年度)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	関係 部署
①広報紙への環境情報発信数	37 回/年	67 回/年	24 回/年	環境生活課 各課
②HP の情報更新回数	51 回/年	28 回/年	24 回/年	環境生活課 各課
③自然観察会等参加者数	1,705 人	1,705 人	2,000 人	環境生活課 川井総合事務所 農林課 水産課 観光課 生涯学習課 文化課 学校教育課 各課

【目標値の考え方】

- ①毎号 1 回以上の発信数を指すもの
- ②月 2 回以上の更新回数を指すもの
- ③参加者数の増加を指すもの



自然観察会の様子

⑥ 環境施策を推進する体制と人材の確保

ア 課題解決の基盤

環境施策を推進するためには、有識者、環境の活動経験者、教育関係者、NPO*法人などとの連携が求められます。また、このような方々の知見を活用するため、各種審議会や協議会の充実と次世代を担う人材の育成が求められています。

イ 施策の体系

環境の情報の共有、連携体制の構築、環境活動に携わる組織の強化と育成、環境施策を担う人材の確保と育成を進めます。



★のマークは重点施策です。

【施策の説明】

◆環境の情報の共有、連携体制の構築

市、市民、事業者、滞在者で連携し、環境の情報の共有と連携体制を構築します。

◆環境施策を担う人材の確保と育成

率先して環境に関する取り組みを実践する、環境を担う人材の確保と育成を行います。

◆環境活動に携わる組織の強化と育成

市内の環境団体の連携・強化を図り、育成に取り組めます。

ウ 環境管理指標

指標	参考値 (平成 25 年度)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	関係 部署
①地球温暖化対策地域協議会*加入者数	35 人・団体	33 人・団体	50 人・団体	環境生活課
②環境に係わるリーダーの登録数	5 人	5 人	10 人	生涯学習課 環境生活課
③環境カウンセラー*、環境アドバイザー*、地球温暖化防止活動推進員の登録人数	環境カウンセラー 3 人、環境アドバイザー 3 人、地球温暖化防止活動推進委員*3 人 計 9 人	環境カウンセラー 3 人、環境アドバイザー 4 人、地球温暖化防止活動推進委員 4 人 計 11 人	環境カウンセラー、環境アドバイザー、地球温暖化防止活動推進員の延べ人数で計 15 人	環境生活課 各課

【目標値の考え方】

- ①加入者数の増加を目指すもの
- ②登録数の増加を目指すもの
- ③登録人数の増加を目指すもの



宮古市地球温暖化対策地域協議会による勉強会の様子



6 市民、事業者、滞在者の取り組み指針

この計画で定めた基本方針を実現するために、市民、事業者、滞在者は以下の項目に取り組みます。

① 自然環境の保全

市民
<ul style="list-style-type: none"> ・動植物及びこれらの生息環境の保全活動に協力します。 ・ペットや外来生物*を野生化させません。 ・自然や天然記念物*などの価値を積極的に学び理解を深めます。 ・植林活動に参加します。 ・水道水源保全*の取り組みに参加します。
事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業事業者は、森林、農地、漁場での動植物との共生に配慮します。 ・開発に当たっては、動植物及びこれらの生息環境に配慮した工法や時期を選択し、適切な保全対策を実施します。 ・植林活動に参加します。 ・水道水源保全の取り組みに協力します。
滞在者
<ul style="list-style-type: none"> ・野生動植物の価値を理解し、環境に配慮した行動をします。 ・他の地域の生物を持ち込みません。 ・ペットや外来生物を野生化させません。

② 温室効果ガスの削減

市民
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での小まめな節電等の省エネ行動を実践します。 ・省エネルギー型製品の購入・利用を進めます。 ・太陽光発電や太陽熱利用設備、ペレットストーブ*等再生可能エネルギー設備の導入を進めます。 ・地球温暖化対策地域協議会の取り組みに参加します。 ・環境家計簿*などを活用し、家庭内の環境負荷を軽減します。 ・自動車の走行時は、エコドライブを推進し、二酸化炭素の排出を抑制します。

- ・自動車の更新時にはエコカー*の購入を進めます。
- ・フロン類*を使用する製品の廃棄に当たっては、フロン類回収業者に依頼します。

事業者

- ・事業所での小まめな節電等の省エネ行動を実践します。
- ・設備の更新時には省エネルギー型の製品への転換を進めます。
- ・太陽光発電、エコカー、ペレットストーブ等の導入を進めます。
- ・地球温暖化対策地域協議会の取り組みに参加します。
- ・営業車両の走行時は、エコドライブを推進し、二酸化炭素の排出を抑制します。
- ・フロン類を使用する製品の廃棄に当たっては、フロン類回収業者に依頼します。

滞在者

- ・宿泊施設では省エネ行動を実践します。
- ・自動車の走行時は、エコドライブを推進し、二酸化炭素の排出を抑制します。

エコドライブ

ふんわりアクセルやアイドリングストップ、加減速の少ない運転など、ムダな燃料消費を抑制する、誰にでもできる環境にやさしい運転のことです。エコドライブを行うことで、燃費が概ね10%程度改善すると見込まれています。

『エコドライブ 10』

1. 自分の燃費を把握しよう
2. ふんわりアクセル「eスタート」
3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
4. 減速時は早めにアクセルを離そう
5. エアコンの使用は適切に
6. ムダなアイドリングはやめよう
7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
8. タイヤの空気圧から始める点検・整備
9. 不要な荷物はおろそう
10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう

③ 潤いのある快適な環境づくり

市民
<ul style="list-style-type: none"> ・買い物をするときは、不要なレジ袋などを使用せず、マイバッグを使用します。 ・食事や会食の際には、食べ残しをせず、余ったものは持ち帰ります。 ・使い捨て商品は購入を控えます。 ・フリーマーケットへ参加します。 ・家庭内でのごみの分別を徹底するとともに、生ごみのたい肥化、減量化を行います。 ・ごみのポイ捨てをしません。 ・集団回収に参加します。 ・不法投棄を発見したら情報提供を行います。 ・市民参加型の公園管理や清掃活動、緑化活動に参加します。 ・景観形成*の活動に参加します。
事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・商品の過剰包装をしません。 ・リサイクル可能な商品やリサイクル商品を積極的に利用します。 ・ごみの分別を徹底します。 ・環境性を重視して廃棄物処理を行います。 ・不法投棄の監視に協力します。 ・建物の周囲や敷地内の緑化を進めます。 ・市民参加型の公園管理や清掃活動、緑化活動に参加します。 ・景観形成の活動に参加します。
滞在者
<ul style="list-style-type: none"> ・滞在中、ごみの減量化に努めます。 ・使い捨て商品は購入しないようにします。 ・ごみのポイ捨てをしません。 ・行楽で出たごみは持ち帰ります。

④ 環境負荷の低減

市民
<ul style="list-style-type: none">・自動車の走行時は、エコドライブを推進し、二酸化炭素の排出を抑制します。・自動車の更新時にはエコカーの購入を進めます。・バスや鉄道などの公共交通機関を利用します。・家庭菜園や庭での除草剤等の使用にあたっては、適正な使用量、方法を守ります。・積極的に環境配慮型の生活用品*を使用し、水を大切にします。・下水道接続や浄化槽の設置を行います。・井戸を保有している家庭は、井戸水のモニタリング調査に協力します。・自動車の走行時は、急発進や空ふかしを控え、騒音を低減します。・騒音を出さないようにします。・家の周りの排水路や側溝の清掃を行い、悪臭の発生を防止します。・リスクコミュニケーション*へ参加します。・家庭で使用する化学物質製品は取り扱いに注意します。
事業者
<ul style="list-style-type: none">・工場から排出される大気汚染物質の適正処理を行います。・営業車両の走行時は、エコドライブを推進し、二酸化炭素の排出を抑制します。・農業従事者は低農薬農業を実践します。・土壌汚染が懸念される事業者は、土壌モニタリング*を実施します。・水の適正な処理を行います。・多頻度小口輸送*を抑制し、交通量の増加による騒音、振動を低減します。・低騒音型、低振動型の機械を選定し、機械設備の稼動により発生する騒音、振動を低減します。・化学物質は外部に漏れないように注意して使用します。・各種法令や規制基準を順守します。・工場・事業所からの化学物質の排出量を極力削減し、代替物質へ転換します。・自主測定を実施し、自社が与える環境負荷を把握します。・リスクコミュニケーションを行います。
滞在者
<ul style="list-style-type: none">・バスや鉄道などの公共交通機関を利用します。・自動車の走行時は、エコドライブを推進し、二酸化炭素の排出を抑制します。・行楽地や宿泊施設では川や海を汚さない水利用を心がけます。・自動車の走行時は、急発進や空ふかしを控え、騒音を低減します。・騒音を出さないようにします。・危険性の高い化学物質は持ち込みません。

⑤ 環境意識の向上

市民
<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に関するフォーラム等に参加します。 ・自然観察会などの環境に関するイベントに積極的に参加します。 ・地域の活動やボランティア活動等に参加します。 ・環境イベントや出前講座等で学んだことを身近なところから実践していきます。 ・インターネット等を活用して、環境情報を収集します。 ・家族で環境について話し合います。 ・広報紙、ホームページを積極的に閲覧します。 ・自然との触れ合いの場をきれいに利用します。 ・市民活動団体等と連携して環境イベントの企画・開催に参加します。 ・環境保全活動に係わる人材の育成講座などに参加します。 ・来訪者とともにエコツーリズム等に参加し、地域の自然環境の理解を深めます。 ・エコツーリズム等の活動に対して、地域情報の提供や企画への参加など、市民参加型のツーリズム形成に協力します。

事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動やボランティア活動等に参加します。 ・地球規模の環境問題に関するフォーラム等に参加します。 ・自社の環境配慮の取り組みなどの情報発信を行います。 ・広報紙、ホームページを積極的に閲覧します。 ・従業員の環境教育に努め、地域の環境への理解を深めます。 ・事業所内や地域での環境保全活動に係わる人材を育成するため、従業員の環境研修を実施します。 ・稚魚の放流等の自然との触れ合いのイベントに協賛します。 ・環境に関するイベントへの参加や、イベントの企画・開催を行います。 ・自然とのふれ合いの場の整備に協力します。 ・自社で保有している環境情報や、実践している環境活動について積極的に情報提供し、身近な環境学習の場の創出に協力します。 ・農業や漁業体験学習の場を提供します。 ・観光産業の担い手として、エコツーリズム等の活動に積極的に協力します。

滞在者

- ・自然観察会などの環境に関するイベントに積極的に参加します。
- ・ボランティア活動等に参加します。
- ・観光情報とともに環境情報も収集します。
- ・自然との触れ合いの場をきれいに利用します。
- ・エコツーリズムに参加します。

⑥ 環境施策を推進する体制と人材の確保

市民

- ・有識者の講演会、セミナー等に積極的に参加します。
- ・環境カウンセラー、環境アドバイザー、地球温暖化防止活動推進委員を活用します。

事業者

- ・有識者の講演会、セミナー等に積極的に参加します。
- ・環境カウンセラー、環境アドバイザー、地球温暖化防止活動推進委員を活用します。

滞在者

- ・エコツーリズムに積極的に参加します。

7 計画の進行管理

(1) 推進体制

本計画の推進にあたり、以下の体制で進行状況を管理します。

◆宮古市環境審議会

本計画の進行管理、施策や事業の推進及び見直しについて、総合的に審議します。

◆環境基本計画推進委員会及び各担当課

本計画に基づき必要に応じて各個別計画において環境関連の施策の検討、計画の策定を行います。所管分野と環境分野が重なる分野においては、環境生活課及び各担当課で連携し、事業の推進と情報発信を行います。

◆宮古市地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策の取り組みの推進組織として、本計画との整合を図りながら、参加団体が地球温暖化対策の取り組みを行うとともに、その他の市民、事業者、滞在者への意識啓発活動を推進します。

◆事務局（環境生活課）

各担当課からの報告のもと、計画の進行状況の取りまとめを行い、「宮古市環境審議会」へ報告・諮問を行うとともに、「宮古市環境審議会」からの提言・答申を受け、公表等を行います。また、各環境分野の取りまとめ役として、各課と連携した環境に関する事業の推進を行います。

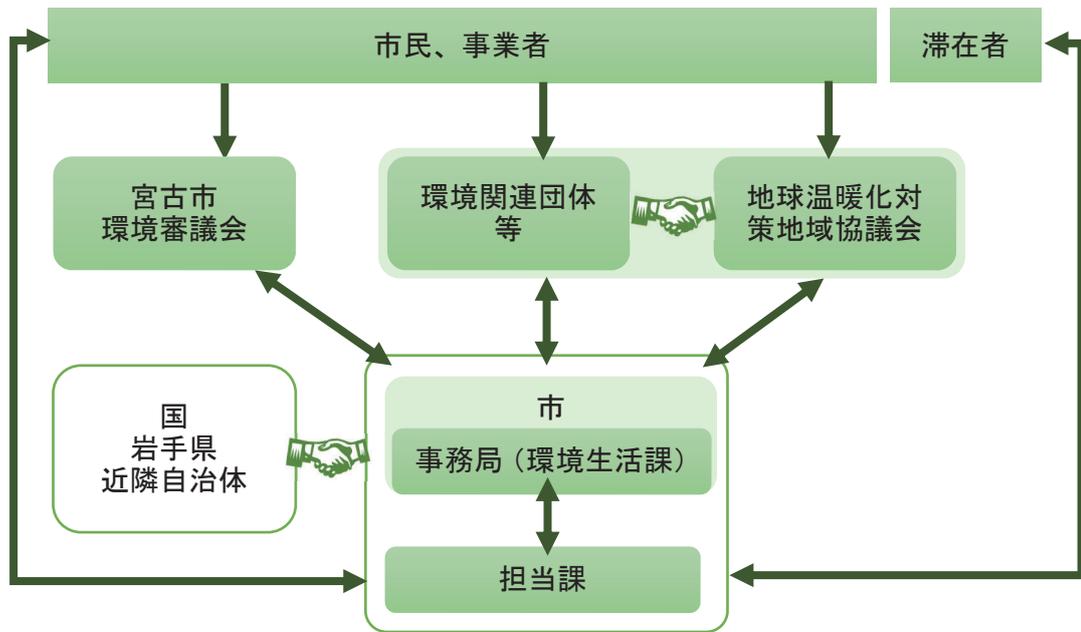
◆環境関連団体等

本計画の施策の推進に当たって、必要に応じて分野ごとに専門的な検討を行い、「宮古市地球温暖化対策地域協議会」との連携を図りながら、計画への協力・提案を行います。

◆国、県等

本計画の施策の推進に当たり、共通する広域的な取り組みについて、協力して事業に取り組みます。

図8 推進体制図



(2) 計画の進行管理

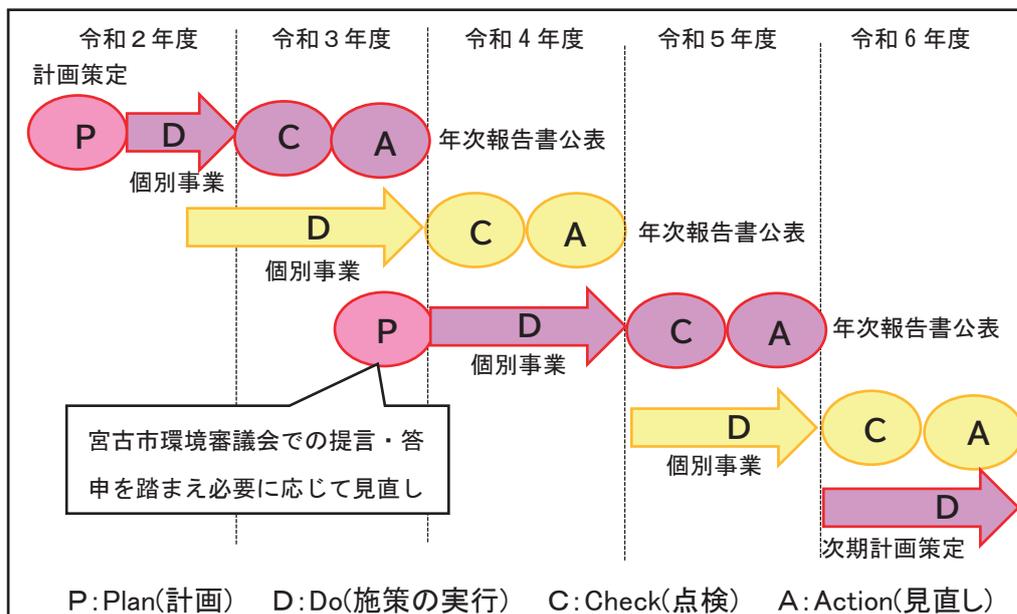
PDCAサイクル*の手法により、継続的な進行管理を進めていきます。①計画の策定(Plan)に基づいて、②施策を実施し(Do)、③進捗状況の点検と結果の公表を行い(Check)、④点検結果を踏まえて取り組みのあり方や計画の見直し(Action)を行います。

図9 PDCA サイクル



また、計画の目標達成状況や施策の実施状況について、前計画を踏まえた施策の進捗状況をチェックする環境管理指標をもとに、毎年度点検、整理し、公表します。なお、本計画は令和6年度までを計画期間としますが、「宮古市総合計画」との整合を図るとともに、社会情勢を考慮しながら、宮古市環境審議会での提言・答申を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

図10 PDCA サイクルの運用



附属資料

宮古市気候非常事態宣言

世界各地で、気候変動による猛暑、集中豪雨や超大型台風等の異常気象が頻繁に発生しています。本市においても、平成28年の台風第10号、令和元年東日本台風などにより甚大な被害を受けました。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、気候変動をもたらす要因として、1750年以降の大気中の二酸化炭素濃度の増加をあげており、気候システムに対する人間の影響は明瞭であると報告しています。

また、温室効果ガスの継続的な排出が、更なる温暖化と気候システム全ての要素の変化をもたらすことを警告し、温室効果ガス削減の必要性を示しています。

本市は、「『森・川・海』とひとが調和し共生する安らぎのまち」を将来像に掲げています。私たちの生活は自然とともにあり、地球温暖化による気候変動は大きな脅威となっています。

このことから、この豊かで美しい「森・川・海」を次世代に引き継いでいくため、ここに「宮古市気候非常事態」を宣言します。

- 1 地球温暖化に起因する気候変動の危機的状況について、市民と広く情報を共有します。
- 2 再生可能エネルギーの活用を推進し、2050年までに地域エネルギー供給率100パーセントを目指すとともに、脱炭素社会の実現に取り組みます。
- 3 リフューズ（ごみの発生回避）、リデュース（ごみの排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の4R運動を推進します。

令和2年10月9日

宮古市長 山本正徳

1 取り組み項目

施策の推進体制

※右4列の○は直接関与すること、◎は中でも特に関与度が高いことを意味します。

※本取り組み項目は計画策定時（令和2年度）時点の取り組みを参考としています。

環境分野	施策	具体施策	取り組み	市の関係課	市	市民	事業者	滞在者
自然環境の保全	生態系の保全、希少動植物の保護	生態系の保全	水道水源保全対策事業	施設課	◎	○	○	○
			藻場の回復	環境生活課、水産課	○	○	◎	
			淡水魚類の保全	水産課	○	○	◎	
			外来生物対策	環境生活課、各課	◎	○		○
			水生生物調査	環境生活課	◎	○		
		野生生物の保護とそのための配慮	希少動植物の保護	環境生活課、文化課	◎	○	○	○
			野生生物の生息環境保全への配慮	環境生活課、各課	◎		○	
			有害鳥獣の適正管理	環境生活課、農林課	◎	○		
	森林の整備	造林・育林の推進	森林整備事業による森林の造成・育成	農林課	◎		◎	
			森林整備事業による路網整備	農林課	◎		◎	
		植林の推進	市民参加のもとで行う植林	農林課、水産課	◎	○	○	
			寄付による植林	農林課	◎	○	○	○
温室効果ガスの削減	省エネルギーと再生可能エネルギー導入の推進	省エネルギーに関する取り組みの推進	省エネルギーの啓発	環境生活課	◎	◎	◎	
			公共施設への省エネルギー機器導入	環境生活課、各課	◎			
			公共施設への再生可能エネルギー導入	環境生活課、各課	◎			
		再生可能エネルギー導入の推進	住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金による再生可能エネルギーの普及	環境生活課	◎	◎	◎	
			木質バイオマスを使った暖房器具の普及	農林課	◎	◎		
			再生可能エネルギー事業を推進するための支援制度の構築	エネルギー推進課	○		◎	
			ゾーニング（導入適地）の設定	エネルギー推進課	○		◎	
	温室効果ガス削減に関する取り組みの推進	地球温暖化対策に係わる計画策定と実行	地球温暖化防止等実行計画（エコ・プラン21）の実行	環境生活課、各課	◎			
		環境にやさしい消費行動の普及促進	環境配慮製品の普及促進	環境生活課、契約管財課、各課	◎	◎	◎	○
			建材の地産地消	農林課	◎	◎	◎	
			食品の地産地消の促進	環境生活課、農林課、教委総務課、健康課	◎	○	○	
		温室効果ガス排出管理の普及促進	家庭におけるCO ₂ の「見える化*」	環境生活課	◎	◎		

環境分野	施策	具体施策	取り組み	市の関係課	市	市民	事業者	滞在者
潤いのある快適な環境づくり	ごみの減量と資源化	ごみ減量に向けた取り組みの推進	ごみの排出量の調査	環境生活課	◎	○	○	
			推進員の設置	環境生活課	◎	○	○	
			資源物集団回収*	環境生活課	◎	◎		
			生ごみ処理容器の普及促進	環境生活課	◎	◎		
			フリーマーケット等の開催	環境生活課（広域行政組合）	◎	○		
		ごみの資源化に向けた取り組みの推進	資源物回収事業奨励金の交付	環境生活課	◎	◎		
			小型家電リサイクル	環境生活課	◎	◎		
			建設廃材のリサイクル	建築住宅課、各課	◎			
		意識啓発の推進	ごみの減量化と資源化の意識啓発	環境生活課	◎	○	○	○
	廃棄物の適正処理	廃棄物の適正処理の推進	廃棄物に関する相談体制の整備	環境生活課	◎			
			条例に基づく廃棄物の適正処理の責務指導	環境生活課	◎			
			県との連携で行う産廃処理の監視、方法の指導	環境生活課	◎			
			処理計画に基づく漁業系廃棄物の処理	環境生活課、水産課	◎		○	
	不法投棄の防止	不法投棄の防止に向けた対策の推進	不法投棄の実態調査	環境生活課	◎	○		
			不法投棄の監視	環境生活課	◎	○		
			ボランティア作業による不法投棄されたごみの除去	環境生活課	◎	○		
			不法投棄の防止の意識啓発	環境生活課	◎	○	○	○
	快適な生活環境の創出	スムーズに通行できる道路の整備	交通量の分散化や渋滞緩和に向けた道路網の整備	建設課	◎			
			歩行者・自転車の動線に配慮した道路の整備	建設課	◎			
			透水性舗装の採用（国道・県道）	建設課	○			
			大雨による浸水・冠水対策	建設課、施設課	◎			
		市内のユニバーサルデザイン化の推進	公共施設のユニバーサルデザイン化	環境生活課、各課	◎			
	良好な景観の形成	花と緑のある街づくりの推進	道路・都市計画事業等による植栽	建設課、都市計画課	◎	○		
			市民と協働した公園の整備と管理	環境生活課、都市計画課	◎	○	○	
			花や苗木の配布	環境生活課、農林課	◎	○		
		景観を生かした街づくりの推進	地域に根ざした良好な景観の保全と創造	都市計画課、建設課、文化課	◎			
			環境美化の推進	市民と協働した道路・河川・海岸の清掃や草刈り	環境生活課、観光課、水産課、各総合事務所、建設課、施設課	◎	○	○
ごみ集積場の維持管理		環境生活課		◎	○			
親水空間の創出	親水空間の整備と管理	親水空間の整備	都市計画課、水産課	◎				
		親水空間の管理	環境生活課、観光課、水産課、生涯学習課、建設課、各総合事務所、施設課	◎	○			

環境分野	施策	具体施策	取り組み	市の関係課	市	市民	事業者	滞 在 者
環境負荷の低減	大気汚染の防止	排出ガス抑制の取り組みの推進	工場などに対する大気汚染物質の排出規制	環境生活課	◎		○	
			大気汚染物質の監視	環境生活課	◎			
			酸性雨・雪の監視	環境生活課	◎			
			大気汚染の公害対策事業	環境生活課	◎		○	
			エコカーの普及	環境生活課、各課	◎	○	○	○
			エコドライブの推進	環境生活課、契約管財課、各課	◎	○	○	○
			公共交通機関の利用	環境生活課、公共交通推進課	◎	○	○	○
	土壌の保全	農地の土壌環境の保全	農薬や肥料の適正な使用	農林課	◎		○	
			認定農業者*の育成	農林課	◎		○	
		土壌汚染対策の推進	土壌汚染対策法に基づく対策	環境生活課	◎		○	
	水質の向上	生活排水の処理施設の普及	公共下水道事業・集落排水事業*	施設課	◎	○		
			市営浄化槽の設置の促進	施設課	◎	○		
		水質汚濁防止対策の推進	水質の監視	環境生活課、施設課	◎			
			工場などに対する水質汚濁物質の排出規制	環境生活課、施設課	◎		○	
			工事に伴う水質保全の配慮	各課、環境生活課	◎		○	
	騒音・振動、悪臭の防止	騒音・振動防止対策の推進	騒音・振動の低減対策の指導	環境生活課	◎		○	
			騒音・振動監視	環境生活課	◎			
		悪臭防止対策の推進	臭気指数*を使用した規制	環境生活課	◎			
	環境負荷の監視と公表	化学物質等の監視	化学物質の監視	環境生活課、こども課、学校教育課	◎			
			公害防止協定*等の締結	環境生活課	◎		◎	
			放射線量・放射性物質濃度の測定	環境生活課、産業支援センター、教育委員会総務課、こども課、各課	◎			
P R T R *の運用			PRTR による有害化学物質の排出と移動データ公表	環境生活課	◎		○	
環境意識の向上	環境教育・環境学習の普及	環境教育・環境学習の推進	環境教育・環境学習の資料調査	環境生活課、学校教育課、各課	◎			
			自然観察教育林、木の博物館、ジオパーク等で行う環境教育活動	環境生活課、農林課、水産課、観光課、川井総合事務所、生涯学習課、文化課	◎	○	○	○
			自然観察会	環境生活課、観光課、生涯学習課、文化課	◎	○		
			セミナー、シンポジウム等	環境生活課、各課	◎	○	○	
			環境関連施設の見学	環境生活課(広域行政組合)、観光課、水産課、危機管理課、川井総合事務所	◎	○	○	○
			国や県などの施策と連携した環境活動	環境生活課、企画課、観光課、川井総合事務所、各課	◎	○		
			学校の総合学習のほか、授業で行う環境教育	環境生活課、学校教育課、各課	◎	◎		
			課外活動での環境教育の促進	環境生活課、学校教育課、生涯学習課、こども課	◎	○		
			生涯教育として行われる環境教育	環境生活課、生涯学習課	◎	◎		

環境分野	施策	具体施策	取り組み	市の関係課	市	市民	事業者	滞 在 者
環境意識の向上(続き)	環境情報の発信	環境情報の普及促進	各種メディアを使った情報配信	環境生活課、企画課、生涯学習課、各課	◎			
			パンフレット類や冊子の制作、配布	環境生活課、各課	◎			
			出前講座の開催	環境生活課、観光課、農林課、水産課、建設課、生涯学習課、各課	◎			
	環境学習の場の確保	環境学習の場の整備と管理	自然歩道などの整備と管理	環境生活課、観光課、各総合事務所	◎			
			自然豊かな公園、広場の整備	都市計画課	◎			
			遊歩道、公園広場などの利用マナーの向上促進	環境生活課、観光課、川井総合事務所	◎	◎		○
	滞在者の環境意識の向上	エコツーリズム等の推進	エコツーリズム等の受け入れ態勢の整備	観光課、新里総合事務所	◎	○	○	
			「木の博物館」で実施しているエコツーリズムの宣伝	川井総合事務所	◎			
	環境施策を推進する体制と人材の確保	環境の情報の共有、連携体制の構築	市役所内の情報共有	環境施策に関する庁内会議	環境生活課、各課	◎		
住民等との連携体制の構築			環境審議会の活用	環境生活課	◎	○	○	
			地球温暖化対策地域協議会の活用	環境生活課、各課	◎	○	○	
			市自然環境保全専門委員会による情報の共有	環境生活課	◎	○		
近隣自治体との連携体制の構築		宮古・下閉伊地域「森・川・海」保全創造協議会	環境生活課、企画課、各課	◎	○	○		
環境施策を担う人材の確保と育成		環境を担う人材確保	市自然環境保全専門委員の活用	環境生活課	◎	○		
			環境カウンセラー、環境アドバイザー、地球温暖化防止活動推進員、市自然環境保全専門員等の活用	環境生活課、各課	◎	○	○	
		環境指導者の育成	環境指導者の育成	環境生活課、各課	◎	○	○	
環境活動に携わる組織の強化と育成		環境団体の育成とネットワークの構築	環境学習に取り組む個人や団体の活動情報のネットワーク構築	環境生活課、生涯学習課、学校教育課、川井総合事務所、各課	◎	○	○	
			環境団体の育成	環境生活課、生涯学習課	◎	○	○	

2 策定経過

(1) 本計画の策定経過

年 月 日	経 過 内 容
令和2年 4月27日	市民アンケート調査の実施（～5月15日）
6月17日	経営会議 策定に係る基本事項について審議
7月3日	令和2年度第1回環境基本計画推進委員会 新たな環境基本計画素案について意見照会
7月21日	令和2年度第2回環境基本計画推進委員会 新たな環境基本計画素案について意見照会
8月6日	令和2年度第1回環境審議会 新たな環境基本計画素案の内容について説明
8月21日	令和2年度第2回環境審議会 新たな環境基本計画素案の内容について審議
9月10日	令和2年度第3回環境審議会 新たな環境基本計画素案の内容について審議
10月2日	経営会議 新たな環境基本計画（案）の内容について審議
11月5日	市議会議員全員協議会 新たな環境基本計画（案）の内容について審議
11月6日	パブリックコメントの実施（～19日）
11月27日	令和2年度第3回環境基本計画推進委員会 新たな環境基本計画（案）について意見照会
12月8日	令和2年度第4回環境審議会 新たな環境基本計画（案）の最終確認
令和3年 1月4日	経営会議 新たな環境基本計画（案）の内容について審議

(2) 市民アンケート調査の結果

市民アンケート調査

① 調査目的

宮古市民が環境に対する関心や理解、環境施策のあり方についてどのような関心や問題意識を持っているか把握し、環境施策に反映することを目的としてアンケート調査を行いました。

② 調査対象

市内に居住する 18 歳以上の男女

③ 調査方法

住民基本台帳による無作為抽出を行い、郵送でアンケート調査票を配布し回収

④ 調査期間

令和 2 年 4 月 2 7 日～ 5 月 1 5 日

⑤ 回収状況

- 配布票数：1,400 票
- 回収票数： 549 票
- 回収率： 39.2%

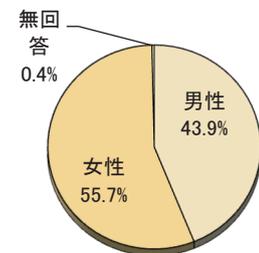
⑥ 集計結果

I 属性

ア. 性別について

性別について当てはまる項目 1 つに回答していただきました。

選択肢	回答数	回答率
男性	241 人	43.9%
女性	306 人	55.7%
無回答	2 人	0.4%
計	549 人	100.0%

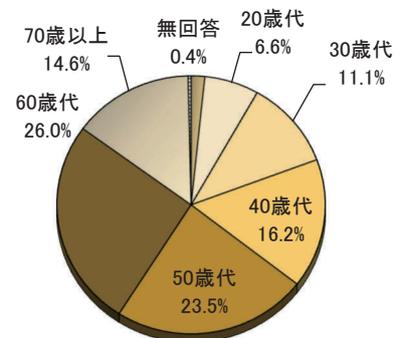


イ. 年代について

年代について当てはまる項目 1 つに回答していただきました。

60代が 26.0%と最も多く、次いで 50代、40代の順となっています。40～60代からの回答が 5 割以上となっています。

選択肢	回答数	回答率
20歳未満	9 人	1.6%
20歳代	36 人	6.6%
30歳代	61 人	11.1%
40歳代	89 人	16.2%
50歳代	129 人	23.5%
60歳代	143 人	26.0%
70歳以上	80 人	14.6%
無回答	2 人	0.4%
計	549 人	100.0%

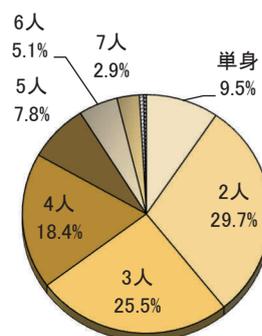


ウ. 世帯人数

世帯人数に当てはまる項目 1 つに回答していただきました。

2人暮らしが 29.7%と最も多く、次いで3人家族、4人家族となっています。

選択肢	回答数	回答率
単身	52 人	9.5%
2 人	163 人	29.7%
3 人	140 人	25.5%
4 人	101 人	18.4%
5 人	43 人	7.8%
6 人	28 人	5.1%
7 人	16 人	2.9%
8 人	4 人	0.7%
無回答	2 人	0.4%
計	549 人	100.0%

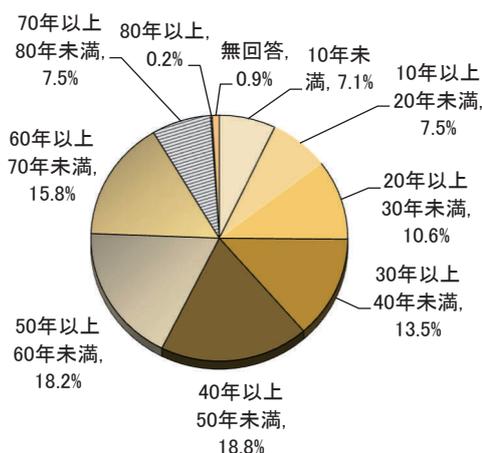


エ. 居住年数

居住年数について当てはまる項目 1 つに回答していただきました。

40年以上 50年未満が 18.8%と最も多く、次いで50年以上 60年未満、60年以上 70年未満となっています。

選択肢	回答数	回答率
10年未満	39 人	7.1%
10年以上 20年未満	41 人	7.5%
20年以上 30年未満	58 人	10.6%
30年以上 40年未満	74 人	13.5%
40年以上 50年未満	103 人	18.8%
50年以上 60年未満	100 人	18.2%
60年以上 70年未満	87 人	15.8%
70年以上 80年未満	41 人	7.5%
80年以上	1 人	0.2%
無回答	5 人	0.9%
計	549 人	100.0%



II ライフスタイルの価値観について

ア. 生活の中で重視しているもの

■ 特に重視しているもの

生活の中で特に重視しているものについて当てはまる項目1つに回答していただきました。

ほとんどの人が「経済性」、「健康的な生活」を重視しています。（1位～3位を占めています。）

次いで「便利な生活」、「私生活・個性」が選択されています。

「自然環境への配慮」を1位に選択している人は、全体の1.5%となっています。

特に重視 第1位

選択肢	回答数	回答率
1 1.経済性	259人	47.2%
2 5.健康的な生活	188人	34.2%
3 8.私生活、個性	36人	6.6%
4 7.社会生活、社会性	18人	3.3%
5 6.便利な生活	12人	2.2%
6 2.自然環境への配慮	8人	1.5%
7 10.計画性	6人	1.1%
8 9.将来のことよりも今が大切	4人	0.7%
9 3.先進的な文化	3人	0.5%
10 4.伝統的な文化	0人	0.0%
11 無回答	15人	2.7%
計	549人	100.0%

特に重視 第2位

選択肢	回答数	回答率
1 5.健康的な生活	182人	33.2%
2 1.経済性	122人	22.2%
3 6.便利な生活	60人	10.9%
4 8.私生活、個性	43人	7.8%
5 2.自然環境への配慮	41人	7.5%
6 7.社会生活、社会性	41人	7.5%
7 9.将来のことよりも今が大切	18人	3.3%
8 10.計画性	14人	2.6%
9 3.先進的な文化	8人	1.5%
10 4.伝統的な文化	5人	0.9%
11 無回答	15人	2.7%
計	549人	100.0%

特に重視 第3位

選択肢	回答数	回答率
1 6.便利な生活	114人	20.8%
2 5.健康的な生活	73人	13.3%
3 1.経済性	68人	12.4%
4 8.私生活、個性	60人	10.9%
5 2.自然環境への配慮	56人	10.2%
6 9.将来のことよりも今が大切	55人	10.0%
7 7.社会生活、社会性	48人	8.7%
8 10.計画性	41人	7.5%
9 3.先進的な文化	10人	1.8%
10 4.伝統的な文化	7人	1.3%
11 無回答	17人	3.1%
計	549人	100.0%

特に重視 合計

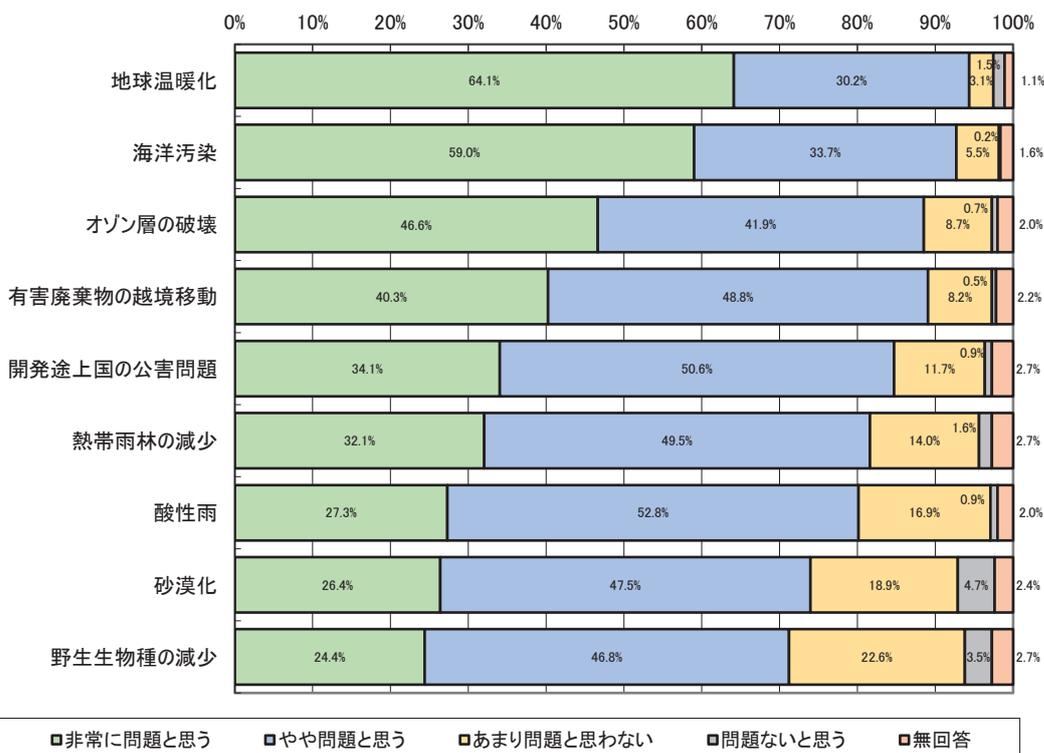
選択肢	回答数	回答率
1 1.経済性	449人	81.8%
2 5.健康的な生活	443人	80.7%
3 6.便利な生活	186人	33.9%
4 8.私生活、個性	139人	25.3%
5 7.社会生活、社会性	107人	19.5%
6 2.自然環境への配慮	105人	19.1%
7 9.将来のことよりも今が大切	77人	14.0%
8 10.計画性	61人	11.1%
9 3.先進的な文化	21人	3.8%
10 4.伝統的な文化	12人	2.2%
11 無回答	47人	8.6%
計	1647人	-

Ⅲ環境問題について

ア. 地球規模・地域規模の問題について

地球規模の環境問題について当てはまる項目1つに回答していただきました。非常に問題とされている項目は「地球温暖化」が最も多く、次いで「海洋汚染」、「オゾン層の破壊」となっています。やや問題と思われる項目を含めると、すべての項目について7割以上の方が問題とされていることがうかがえます。

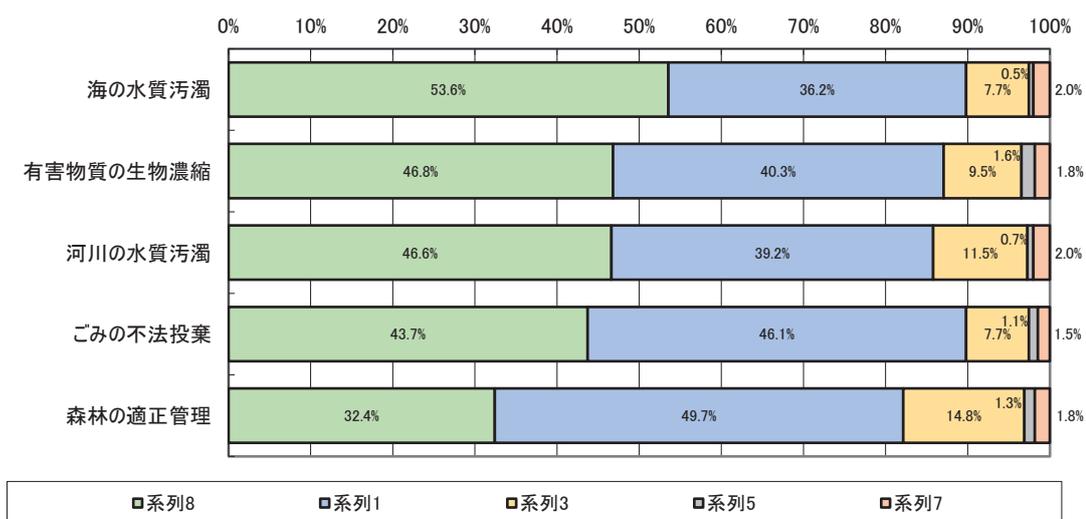
区分	環境問題	非常に問題と思う	やや問題と思う	あまり問題と思わない	問題ないと思う	無回答	計
地球規模	地球温暖化	64.1%	30.2%	3.1%	1.5%	1.1%	100.0%
	海洋汚染	59.0%	33.7%	5.5%	0.2%	1.6%	100.0%
	オゾン層の破壊	46.6%	41.9%	8.7%	0.7%	2.0%	100.0%
	有害廃棄物の越境移動	40.3%	48.8%	8.2%	0.5%	2.2%	100.0%
	開発途上国の公害問題	34.1%	50.6%	11.7%	0.9%	2.7%	100.0%
	熱帯雨林の減少	32.1%	49.5%	14.0%	1.6%	2.7%	100.0%
	酸性雨	27.3%	52.8%	16.9%	0.9%	2.0%	100.0%
	砂漠化	26.4%	47.5%	18.9%	4.7%	2.4%	100.0%
	野生生物種の減少	24.4%	46.8%	22.6%	3.5%	2.7%	100.0%



地域規模の環境問題について当てはまる項目1つに回答していただきました。

非常に問題と思われる項目は「海の水質汚濁」が最も多く、次いで「有害物質の生物濃縮*」、「河川の水質汚濁」となっています。やや問題と思われる項目を含めると、すべての項目について8割以上の方が問題と思っていることがうかがえます。

区分	環境問題	非常に問題と思う	やや問題と思う	あまり問題と思わない	問題ないと思う	無回答	計
地域規模	海の水質汚濁	53.6%	36.2%	7.7%	0.5%	2.0%	100.0%
	有害物質の生物濃縮	46.8%	40.3%	9.5%	1.6%	1.8%	100.0%
	河川の水質汚濁	46.6%	39.2%	11.5%	0.7%	2.0%	100.0%
	ごみの不法投棄	43.7%	46.1%	7.7%	1.1%	1.5%	100.0%
	森林の適正管理	32.4%	49.7%	14.8%	1.3%	1.8%	100.0%



IV環境配慮行動について

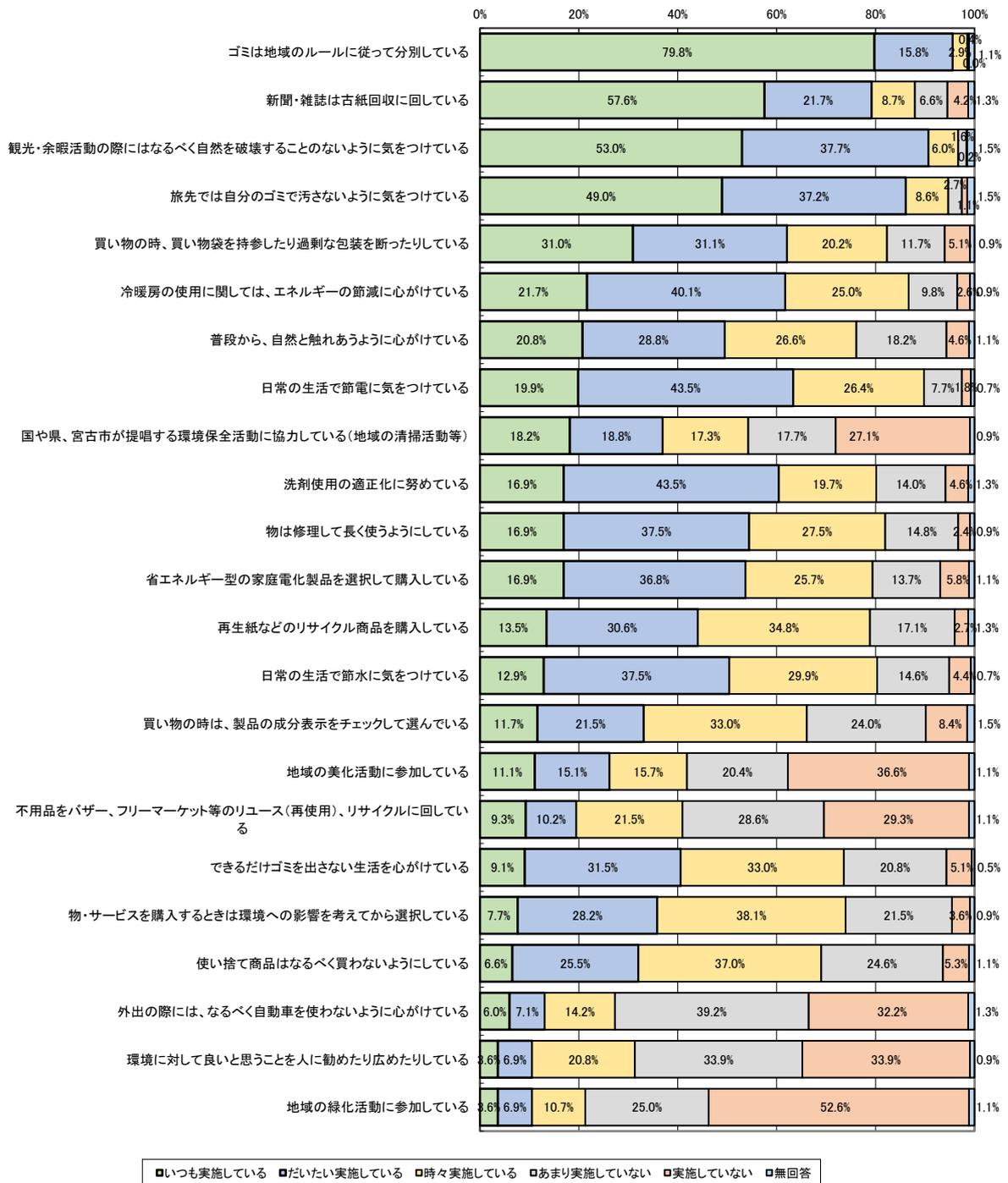
ア. 毎日の生活で心がけていること

環境配慮行動として毎日の生活で心がけていることについて当てはまる項目1つに回答していただきました。

いつも実施しているものとして「ごみは地域のルールに従って分別している」が最も多く、次いで「新聞・雑誌は古紙回収に回している」が高くなっており、5割以上の方々が取り組んでいることが分かります。

一方で「不用品をバザー、フリーマーケット等のリユース（再使用）、リサイクルに回している」、「できるだけゴミを出さない生活を心がけている」などは、いつも実施している方は1割以下となっています。

項目	いつも実施している	だいたい実施している	時々実施している	あまり実施していない	実施していない	無回答	計
ゴミは地域のルールに従って分別している	79.8%	15.8%	2.9%	0.4%	0.0%	1.1%	100.0%
新聞・雑誌は古紙回収に回している	57.6%	21.7%	8.7%	6.6%	4.2%	1.3%	100.0%
観光・余暇活動の際にはなるべく自然を破壊することのないように気をつけている	53.0%	37.7%	6.0%	1.6%	0.2%	1.5%	100.0%
旅先では自分のゴミで汚さないように気をつけている	49.0%	37.2%	8.6%	2.7%	1.1%	1.5%	100.0%
買い物の時、買い物袋を持参したり過剰な包装を断ったりしている	31.0%	31.1%	20.2%	11.7%	5.1%	0.9%	100.0%
冷暖房の使用に関しては、エネルギーの節減に心がけている	21.7%	40.1%	25.0%	9.8%	2.6%	0.9%	100.0%
普段から、自然と触れあうように心がけている	20.8%	28.8%	26.6%	18.2%	4.6%	1.1%	100.0%
日常生活で節電に気をつけている	19.9%	43.5%	26.4%	7.7%	1.8%	0.7%	100.0%
国や県、宮古市が提唱する環境保全活動に協力している(地域の清掃活動等)	18.2%	18.8%	17.3%	17.7%	27.1%	0.9%	100.0%
洗剤使用の適正化に努めている	16.9%	43.5%	19.7%	14.0%	4.6%	1.3%	100.0%
物は修理して長く使うようにしている	16.9%	37.5%	27.5%	14.8%	2.4%	0.9%	100.0%
省エネルギー型の家庭電化製品を選択して購入している	16.9%	36.8%	25.7%	13.7%	5.8%	1.1%	100.0%
再生紙などのリサイクル商品を購入している	13.5%	30.6%	34.8%	17.1%	2.7%	1.3%	100.0%
日常生活で節水に気をつけている	12.9%	37.5%	29.9%	14.6%	4.4%	0.7%	100.0%
買い物の時は、製品の成分表示をチェックして選んでいる	11.7%	21.5%	33.0%	24.0%	8.4%	1.5%	100.0%
地域の美化活動に参加している	11.1%	15.1%	15.7%	20.4%	36.6%	1.1%	100.0%
不用品をバザー、フリーマーケット等のリユース(再使用)、リサイクルに回している	9.3%	10.2%	21.5%	28.6%	29.3%	1.1%	100.0%
できるだけゴミを出さない生活を心がけている	9.1%	31.5%	33.0%	20.8%	5.1%	0.5%	100.0%
物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択している	7.7%	28.2%	38.1%	21.5%	3.6%	0.9%	100.0%
使い捨て商品はなるべく買わないようにしている	6.6%	25.5%	37.0%	24.6%	5.3%	1.1%	100.0%
外出の際には、なるべく自動車を使わないように心がけている	6.0%	7.1%	14.2%	39.2%	32.2%	1.3%	100.0%
環境に対して良いと思うことを人に勧めたり広めたりしている	3.6%	6.9%	20.8%	33.9%	33.9%	0.9%	100.0%
地域の緑化活動に参加している	3.6%	6.9%	10.7%	25.0%	52.6%	1.1%	100.0%

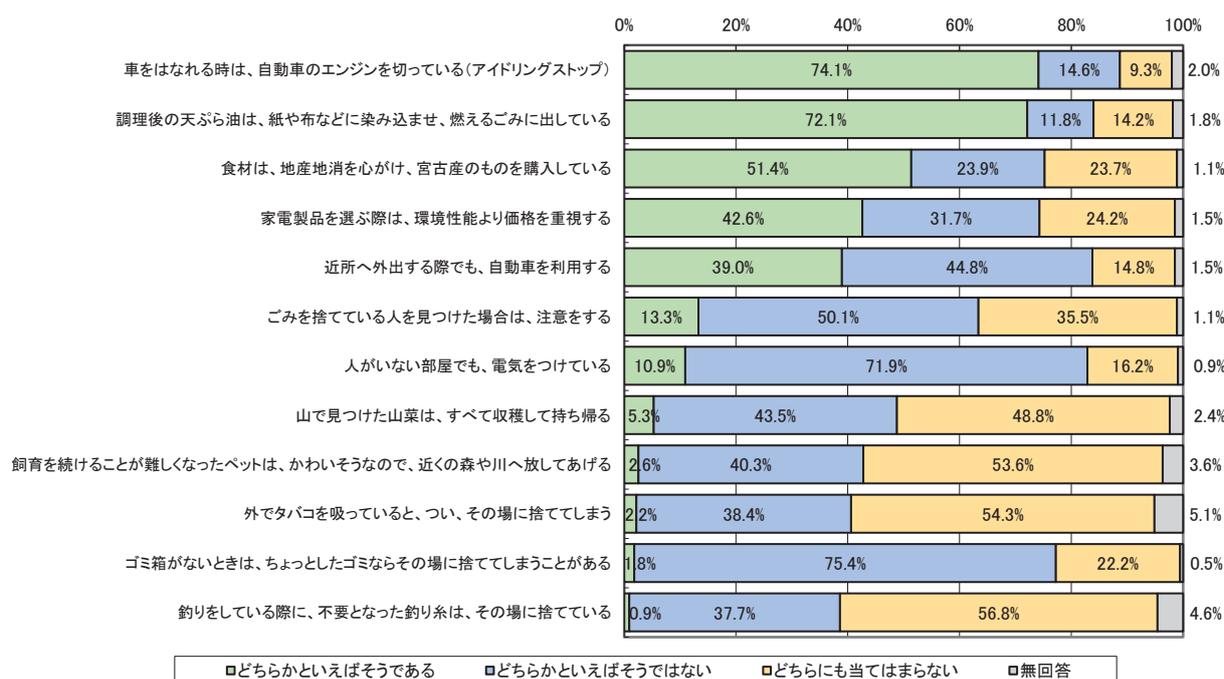


イ. 普段行動していること

普段の行動に当てはまる項目1つに回答していただきました。

普段行動しているものとして「車をはなれる時は、自動車のエンジンを切っている（アイドリングストップ）」が最も多く、次いで「調理後の天ぷら油は、紙や布などに染み込ませ、燃えるごみに出している」、「食材は、地産地消を心がけ、宮古産のものを購入している」が高くなっており、5割以上の方々が普段から行動していることが分かります。

項目	どちらかといえばそうである	どちらかといえばそうではない	どちらにも当てはまらない	無回答	計
車をはなれる時は、自動車のエンジンを切っている（アイドリングストップ）	74.1%	14.6%	9.3%	2.0%	100.0%
調理後の天ぷら油は、紙や布などに染み込ませ、燃えるごみに出している	72.1%	11.8%	14.2%	1.8%	100.0%
食材は、地産地消を心がけ、宮古産のものを購入している	51.4%	23.9%	23.7%	1.1%	100.0%
家電製品を選ぶ際は、環境性能より価格を重視する	42.6%	31.7%	24.2%	1.5%	100.0%
近所へ外出する際でも、自動車を利用する	39.0%	44.8%	14.8%	1.5%	100.0%
ごみを捨てている人を見つけた場合は、注意をする	13.3%	50.1%	35.5%	1.1%	100.0%
人がいない部屋でも、電気をつけている	10.9%	71.9%	16.2%	0.9%	100.0%
山で見つけた山菜は、すべて収穫して持ち帰る	5.3%	43.5%	48.8%	2.4%	100.0%
飼育を続けることが難しくなったペットは、かわいそうなので、近くの森や川へ放してあげる	2.6%	40.3%	53.6%	3.6%	100.0%
外でタバコを吸っていると、つい、その場に捨ててしまう	2.2%	38.4%	54.3%	5.1%	100.0%
ゴミ箱がないときは、ちょっとしたゴミならその場に捨ててしまうことがある	1.8%	75.4%	22.2%	0.5%	100.0%
釣りをしている際に、不要となった釣り糸は、その場に捨てている	0.9%	37.7%	56.8%	4.6%	100.0%



V現状の環境に対する満足度について

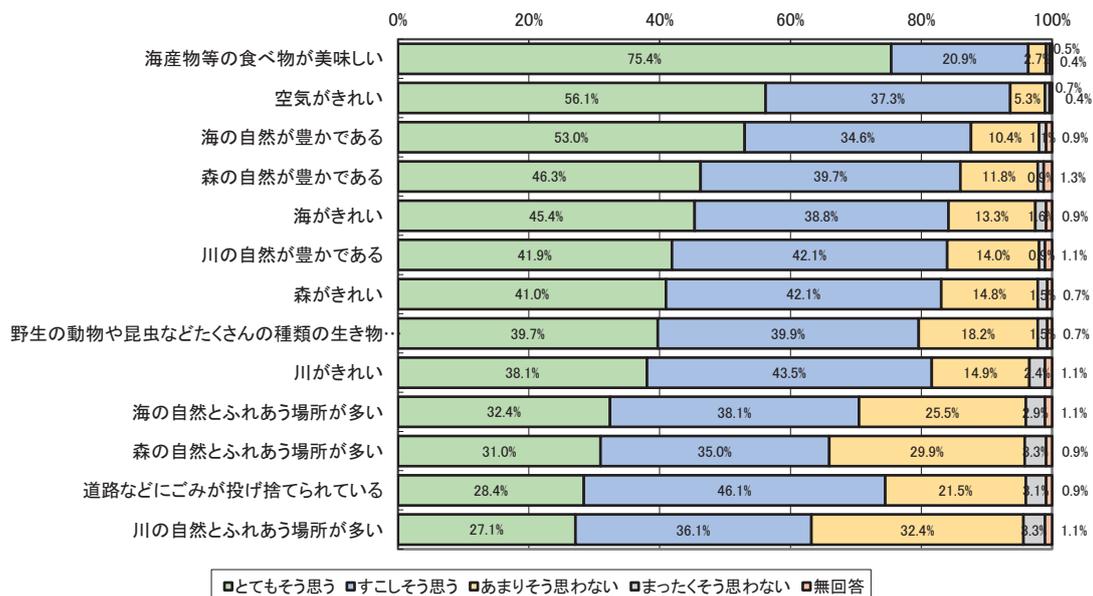
ア. 身の回りの環境について

身の回りの環境に対する満足度について当てはまる項目1つに回答していただきました。

とてもそう思うものとして、「海産物の食べ物が美味しい」が最も多く、次いで「空気がきれい」、「海の自然が豊かである」となっています。

一方で、「道路などにごみが投げ捨てられている」、「川の自然とふれあう場所が多い」の満足度が低くなっています。

項目	とてもそう思う	すこしそう思う	あまりそう思わない	まったくそう思わない	無回答	計
海産物等の食べ物が美味しい	75.4%	20.9%	2.7%	0.5%	0.4%	100.0%
空気がきれい	56.1%	37.3%	5.3%	0.7%	0.4%	99.8%
海の自然が豊かである	53.0%	34.6%	10.4%	1.1%	0.9%	100.0%
森の自然が豊かである	46.3%	39.7%	11.8%	0.9%	1.3%	100.0%
海がきれい	45.4%	38.8%	13.3%	1.6%	0.9%	100.0%
川の自然が豊かである	41.9%	42.1%	14.0%	0.9%	1.1%	100.0%
森がきれい	41.0%	42.1%	14.8%	1.5%	0.7%	100.0%
野生の動物や昆虫などたくさんの種類の生き物がいる	39.7%	39.9%	18.2%	1.5%	0.7%	100.0%
川がきれい	38.1%	43.5%	14.9%	2.4%	1.1%	100.0%
海の自然とふれあう場所が多い	32.4%	38.1%	25.5%	2.9%	1.1%	100.0%
森の自然とふれあう場所が多い	31.0%	35.0%	29.9%	3.3%	0.9%	100.0%
道路などにごみが投げ捨てられている	28.4%	46.1%	21.5%	3.1%	0.9%	100.0%
川の自然とふれあう場所が多い	27.1%	36.1%	32.4%	3.3%	1.1%	100.0%



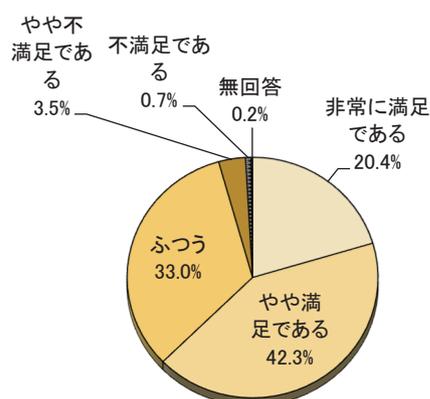
イ. 身近な環境における満足度について

自然環境の満足度について当てはまる項目1つを回答していただきました。

「非常に満足である」と答えた方は20.4%と少ないものの、「やや満足である」を含めると62.7%の方が満足しているということが分かります。

自然環境の満足度

選 択 肢	回答数	回答率
非常に満足である	112	20.4%
やや満足である	232	42.3%
ふつう	181	33.0%
やや不満足である	19	3.5%
不満足である	4	0.7%
無回答	1	0.2%
計	549	100.0%



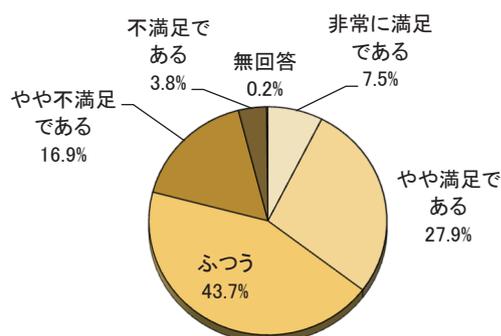
生活環境の満足度について当てはまる項目1つを回答していただきました。

「非常に満足である」と答えた方は7.5%と少なく、「やや満足である」を含めても35.4%となっています。

一方で、20.7%の方が「やや不満足である」、「不満足である」と回答しています。

生活環境の満足度

選 択 肢	回答数	回答率
非常に満足である	41	7.5%
やや満足である	153	27.9%
ふつう	240	43.7%
やや不満足である	93	16.9%
不満足である	21	3.8%
無回答	1	0.2%
計	549	100.0%



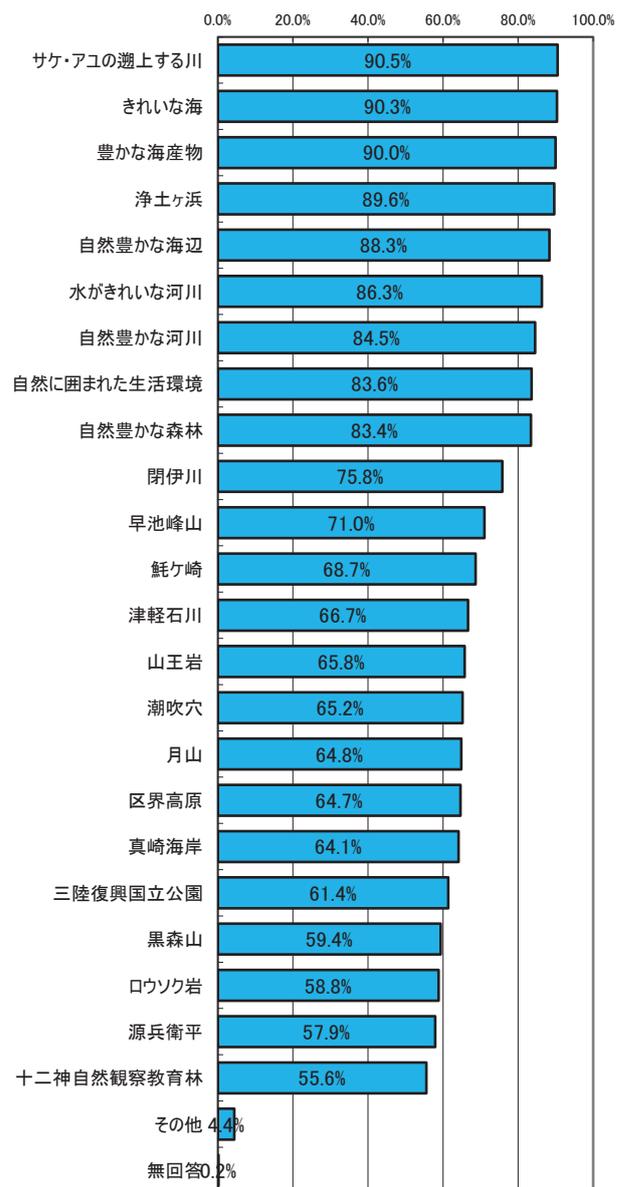
VI将来に残したい環境

ア. 将来の子供たちへ残したい環境

将来の子供たちへ残したい環境について当てはまる項目すべてに回答していただきました。

「サケ・アユの遡上する川」、「きれいな海」、「豊かな海産物」の順となっています。その他では、堺ノ神岳、荒川高原、青松葉山などの回答がありました。

選 択 肢	回答数	回答率
サケ・アユの遡上する川	497 人	90.5%
きれいな海	496 人	90.3%
豊かな海産物	494 人	90.0%
浄土ヶ浜	492 人	89.6%
自然豊かな海辺	485 人	88.3%
水がきれいな河川	474 人	86.3%
自然豊かな河川	464 人	84.5%
自然に囲まれた生活環境	459 人	83.6%
自然豊かな森林	458 人	83.4%
閉伊川	416 人	75.8%
早池峰山	390 人	71.0%
鮭ヶ崎	377 人	68.7%
津軽石川	366 人	66.7%
山王岩	361 人	65.8%
潮吹穴	358 人	65.2%
月山	356 人	64.8%
区界高原	356 人	64.8%
真崎海岸	352 人	64.1%
三陸復興国立公園	337 人	61.4%
黒森山	326 人	59.4%
ロウソク岩	323 人	58.8%
源兵衛平	318 人	57.9%
十二神自然観察教育林	305 人	55.6%
その他	24 人	4.4%
無回答	1 人	0.2%
計	9285 人	-



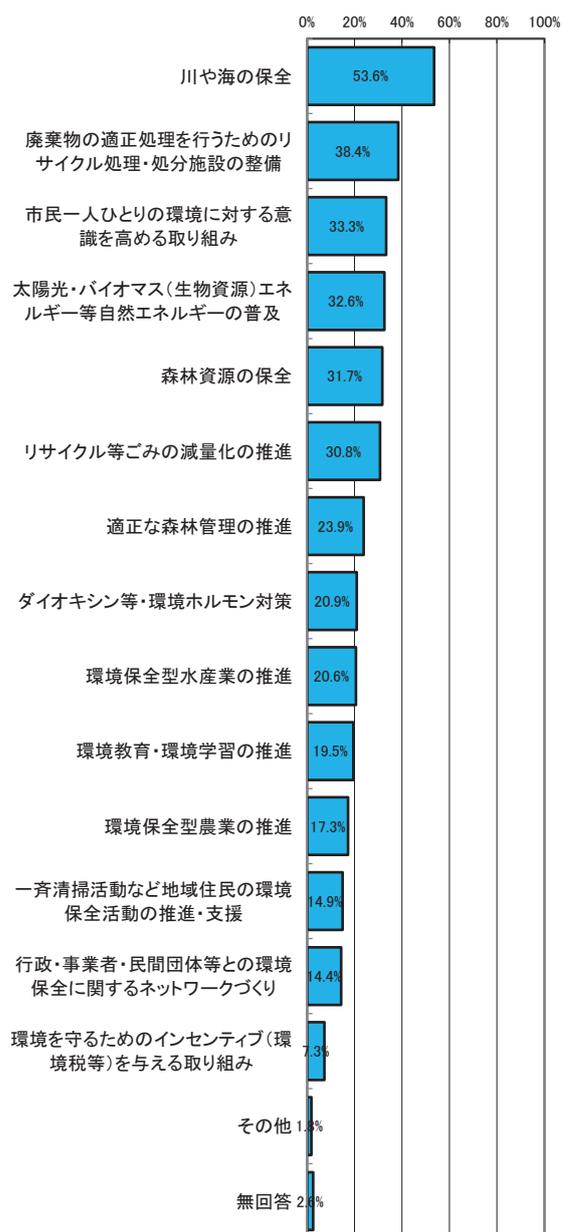
Ⅶ行政に取り組んでほしいこと

ア. 行政に取り組んでほしいこと

行政に取り組んでほしいことについて当てはまる項目3つ回答していただきました。

「川や海の保全」、「廃棄物の適正処理を行うためのリサイクル処理・処分施設の整備」、「市民一人ひとりの環境に対する意識を高める取り組み」の順となっています。

項目	回答数	回答率
川や海の保全	294人	53.6%
廃棄物の適正処理を行うためのリサイクル処理・処分施設の整備	211人	38.4%
市民一人ひとりの環境に対する意識を高める取り組み	183人	33.3%
太陽光・バイオマス(生物資源)エネルギー等自然エネルギーの普及	179人	32.6%
森林資源の保全	174人	31.7%
リサイクル等ごみの減量化の推進	169人	30.8%
適正な森林管理の推進	131人	23.9%
ダイオキシン等・環境ホルモン対策	115人	20.9%
環境保全型水産業の推進	113人	20.6%
環境教育・環境学習の推進	107人	19.5%
環境保全型農業の推進	95人	17.3%
一斉清掃活動など地域住民の環境保全活動の推進・支援	82人	14.9%
行政・事業者・民間団体等との環境保全に関するネットワークづくり	79人	14.4%
環境を守るためのインセンティブ(環境税等)を与える取り組み	40人	7.3%
その他	10人	1.8%
無回答	14人	2.6%
計	1996人	-



3 宮古市環境の保全及び創造に関する条例

○宮古市環境の保全及び創造に関する条例

平成18年3月29日

条例第20号

改正 平成19年6月19日条例第17号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針（第8条・第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策（第10条—第25条）

第4章 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制の整備（第26条・第27条）

第5章 環境審議会（第28条—第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体への温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に及ぼす事態に係わる環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係わる被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保し、

これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生していくことを目的として適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に参加し、主体的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることを認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量等、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、当該事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として物の製造、加工又は販売を行わなければならない。

(1) 製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めること。

(2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に有効な原材料、役務等を利用するように努めること。

(3) 製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるようにすること。

3 前2項の定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとりその事業活動に関し、環境への負荷の低減、その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(滞在者の責務)

第7条 滞り者は、環境の保全上の支障を防止するため、市の区域における活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針
(施策の策定等に係わる指針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を、将来にわたって良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (4) 自然と調和した潤いと安らぎのある良好な都市景観を形成するとともに、歴史的文化的環境の保全及び活用を図り、快適な生活環境を創造すること。
- (5) 人と自然が豊かに触れ合い、共生することができる環境を確保すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理並びに再生資源の利用等による資源の循環を促進し、環境への負荷が少なく、かつ、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (7) 地球温暖化の防止その他の地球環境の保全を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮古市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ宮古市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策
(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮しなければならない。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の計画の策定に当たりあらかじめその事業に係わる環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係わる環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 公害の原因となる行為
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

(協定の締結)

第14条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(経済的措置)

第15条 市は、民間団体等がその行為に係わる環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、適正な経済的負担を求めることにより民間団体等が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全を図るための施設を整備するとともに、民間団体等によるこれらの施設に係わる事業が推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定める施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係わる環境の保全上の効果が増進されるために、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、民間団体等による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施にあたっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効

利用及び廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。

(調査及び研究の実施等)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全、地球環境保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集、調査及び研究の実施並びにその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制を整備するように努めるものとする。

(環境の教育及び学習の推進等)

第20条 市は、民間団体等が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全活動の促進)

第21条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係わる回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第22条 市は、事業者がその事業活動に係わる環境への負荷を低減するために自主的に行う環境の保全及び創造に関する方針の策定、体制の整備等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第23条 市は、地球環境保全のため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等と連携し、環境の保全に関する情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(情報の提供)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進のために、必要な情報を適切に提供するものとする。

(意見の施策への反映)

第25条 市は、民間団体等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に的確に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制の整備

(民間団体等との連携)

第26条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、民間団体等との連携体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関し広域的な施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

第5章 環境審議会

(設置)

第28条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、宮古市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第29条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第30条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係団体の役職員

(3) 公募による者

(4) 事業者の代表者

(5) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第31条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第32条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第33条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可非同数のときは、議長の決すところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め説明を聴くことができる。

(庶務)

第34条 審議会の庶務は、市民生活部で処理する。

(平19条例17・一部改正)

(補則)

第35条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月19日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 環境基本計画推進委員会規程

○宮古市環境基本計画推進委員会規程

平成20年7月22日

訓令第12号

改正 平成22年3月31日訓令第4号

平成25年6月7日訓令第4号

(題名改称)

平成27年3月31日訓令第5号

平成30年3月29日訓令第3号

令和2年3月30日訓令第7号

(設置)

第1条 宮古市環境の保全及び創造に関する条例(平成18年宮古市条例第20号)第9条第1項の規定により策定した宮古市環境基本計画(以下「計画」という。)の計画的な推進等を行うため、宮古市環境基本計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(平25訓令4・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 計画に基づく施策の調整に関すること。
- (3) 計画の進行管理に関すること。
- (4) 計画の策定及び改廃に関すること。
- (5) その他環境の保全及び創造に関すること。

(平25訓令4・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は市民生活部長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、エネルギー推進課長、総合窓口課長、環境生活課長、福祉課長、産業支援センター所長、建設課長、危機管理課長、田老総合事務所長、新里総合事務所長、川井総合事務所長、上下水道部経営課長及び教育委員会事務局総務課長をもって充てる。

(平22訓令4・平25訓令4・平27訓令5・平30訓令3・令2訓令7・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要の都度招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、所掌事務を遂行するために必要があるときは、関係職員に対して資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(平25訓令4・一部改正)

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部環境生活課において処理する。

(平25訓令4・旧第7条繰上、平30訓令3・一部改正)

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(平25訓令4・旧第8条繰上)

附 則

この訓令は、平成20年7月22日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月7日訓令第4号)

この訓令は、平成25年6月7日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日訓令第7号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

5 宮古市環境審議会委員名簿

任期：令和2年8月1日～令和4年7月31日

	氏名	所属
識見者	菅原 省司	環境省環境カウンセラー
	齋藤 敏道	宮古市文化財保護審議会会長
	関川 寛	宮古市自然環境保全専門委員
	武内 寛	自然保護指導員
	水木 高志	岩手県環境アドバイザー
関係団体役員	竹谷 八千代	宮古漁業協同組合女性部
	盛合 敏子	重茂漁業協同組合女性部
	大棒 レオ子	田老町漁業協同組合女性部
	宇都宮 宗一	閉伊川漁業協同組合
	褰岩 正治	宮古地方森林組合
	滝野 弘子	新岩手農業協同組合
公募	寶 由夫	
事業者	吉田 和弘	ホクヨープライウッド(株)宮古工場
関係行政機関職員	岩井 國彦	三陸北部森林管理署
	齊藤 伸明	岩手県沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター

6 用語解説

◆あ◆

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

温暖化に関する科学的な最新情報をまとめ、広く一般に利用してもらうことを目的としている機関のことです。定期的に発表される「評価報告書」は、気候変動について多くの専門家の科学的知見がまとめられています。

RC P8.5

RC Pシナリオは、気候モデル予測に用いられる温室効果ガスの代表的な濃度の仮定（シナリオ）であり、数値が大きくなるほど（RC P2.6、RC P4.5、RC P6.0、RC P8.5）、2100年時点での放射強制力が大きくなるようになっていきます。RC P8.5は非常に高い温室効果ガス排出量となるシナリオであり、温暖化対策を行わない場合の仮定を表現しているものです。

エアロゾル

空気中に浮遊する微小な液体又は個体の粒子と周囲の気体の混合体をいいます。

エコカー

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のことです。

エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ観光形態です。なお、地域住民の働き場が組み込まれていることなど観光収入が地域にもたらされることも必要条件として概念に含める場合も多いです。

NPO

Non-profit Organization の略で直訳すると非営利団体、行政と区別して民間非営利団体と呼ばれることもあります。自発的、自主的に利益拡大のためではなく、自らの社会的使命の実現のために活動する組織のことです。

NPOは、一般的には、NPO法人の他、法人格を持たないボランティア団体や市民活動団体といわれる任意団体を指しますが、広い意味では、財団法人、社団法人などの公益法人や町内会、自治会も含めることがあります。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといい、産業革命以降、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速されています。

◆か◆

海食崖

海岸に迫る陸地の突出部が、波の激しい浸食によって切り立った崖です。海に面したこの種の地形の総称をいいます。

快水浴場百選

環境省では、平成18年に人々が水に直接触れることができる個性ある水辺を積極的に評価し、これらの快適な水浴場を広く普及することを目的として、「美しい」、「清らか」、「安らげる」、「優しい」、「豊か」という水辺に係わる新たな評価軸に基づき、全国100カ所の水浴場を、「快水浴場百選」として選定しました。また、このうち総合的な評価の高い12カ所の水浴場を特選として選定しました。浄土ヶ浜は「海の部特選」に選定されています。

外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって他の地域から入ってきた生物のことです。

かおり風景百選

環境省では平成13年に豊かなかおりとその源となる自然や文化・生活を一体として将来に残し伝えていくため、かおり風景を広く募集し「かおり風景百選選定委員会」を開き、特に優れた「かおり風景」として100地点を選定しました。宮古市においては「浄土ヶ浜の潮のかおり」が選定されています。

化学的酸素要求量（COD）

生物化学的酸素要求量（BOD）と同じく、汚れを調べる目安ですが、CODは微生物のかわりに薬品を使って水の中の酸素の使用量を調べます。日本では過マンガン酸カリウムという薬品を使用しており、海や湖の汚れを調べる時に用いられています。

化石エネルギー

石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼等によって得られるエネルギーのことです。

家庭における CO₂ の「見える化」

利用者のニーズや用途に合わせて、以下の3つのツールを用意することで、パソコンや携帯電話を利用して、日常生活の CO₂ 排出量を「見える化」することを指します。1. 家計簿のように入力した家庭支出項目から CO₂ 排出量を「見える化」する機能 2. 日々の暮らしにおける省エネ・省 CO₂ 行動による CO₂ 排出量の変化と節約金額を「見える化」する機能 3. 主要な所有機器の種類ごとに CO₂ 排出量や電気代を算定し、最新機器に買い換えた場合の CO₂ 排出量や電気代も「見える化」する機能のことです。

環境アドバイザー

地域の環境保全活動の活性化や環境保全意識の高揚を目的として環境問題について知見のある方を岩手県がアドバイザーとして委嘱しているものです。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、市民や事業者等の環境保全活動に対する助言を行う人材として、環境省が実施する審査を経て認定している方をいいます。

環境家計簿

毎日の暮らしの中で電気機器の使用状況や水道使用料、灯油、ガソリンの消費量、ペットボトルやビンなどの容器包装材の廃棄量などを家計簿様式に記録し、CO₂ の排出量を算出します。記録した結果を自らチェックし、CO₂ の排出量を減らす行動を実践するなど、環境に配慮した生活スタイルづくりを進めることを目的としています。

環境配慮型の生活用品

廃棄量を少なくすることや、リサイクルしやすい設計をするなど、環境に与える影響を少なくするよう配慮した生活用品を指します。

環境保全地域

ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域については、自然環境保全法及び都道府県条例に基づきそれぞれ、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、または都道府県自然環境保全地域として指定し、環境の保全に努めています。宮古市においては、自然環境保全法による指定がなされている地域として「早池峰自然環境保全地域：特別地区」があり、岩手県自然環境保全条例により指定されているものは「区界高原自然環境保全地域」と「青松葉山自然環境保全地域」があります。

環境緑地保全地域

岩手県環境保全条例第 20 条により、自然環境保全地域以外の土地の区域で、自然環境を保全するため必要なものを環境緑地保全地域として指定するものです。宮古市においては、「黒森山環境緑地保全地域」が指定されており、本地域の優れた風致景観と学術的に貴重な植物、豊富な動物相及び歴史的遺構を含む良好な自然環境を地域住民のための環境緑地として確保するため指定されています。

木の博物館

総面積の 94%を山林で占める川井地域は標高差 1,800 m の範囲に優れた自然環境や豊かな生態系に恵まれています。森の木が古くからこの地域支えてきたことから、この森と歴史、文化、生活を結び付けた博物館として平成 18 年度に「木の博物館」を設置しました。「木の博物館」は森とフィールドであり調査結果の説明板や樹木プレートの設置により観察コースが作られ案内人が同行することで見学し学習することができます。木の博物館の本館は川井総合事務所であり、17 カ所の分館で多様な森林について学習することができます。

景観形成

良好な景観を形成するための取組みをいいます。例えば花や緑のあるまちづくりや環境の美化活動に係わる取り組み等です。

公共用水域

水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいいます。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またはこの流域下水道に接続している公共下水道はのぞく。」と定義しています。従って、一般に言われる水域のほか、終末処理場を設置している下水道以外のすべての溝渠、水路が公共用水域に含まれています。

公害防止協定

公害防止のひとつの手段として地方公共団体又は住民と企業との間で締結される協定をいいます。これらの協定は、法令の規定基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示などを内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く利用されています。



再生可能エネルギー

太陽光やバイオマス、風力、水力など、持続的に利用することができるエネルギー源で、電気を作り出すことや、熱源としても利用できます。再生可能エネルギーは、二酸化炭素を排出しないため、環境に優しいのが特徴です。

再生可能エネルギーによる電力自給率

地域の自然エネルギーによって地域の電力需要をどこまで満たしているかという割合を示しているものです。

潮吹穴

潮吹穴は、浄土ヶ浜の北、日出島地区と休暇村陸中宮古の間の海岸にあります。潮吹穴の岩の下は海食洞（波の浸食でできた洞窟）になっていて地上につながっています。穴の上面は、長さ 2.5 メートル、最大幅 65 センチの紡錘形をしています。

大きな波が打ち寄せると、波の圧力に押されて海水が地上に吹き出します。吹き上げる潮の高さは、波の高低によって差がありますが、特に波が荒く、北東の風が強い時には 30 メートルにも達し壮観です。

この潮吹穴は規模が壮大で、全国でも屈指の大きさであり代表格です。

自然観察教育林

林野庁では国有林の豊かな自然を積極的に活用するため森林レクリエーションの場として、「レクリエーションの森」を選定しています。レクリエーションの森は 6 種類（自然休養林、自然観察教育林、風景林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風致探勝林）に区分され、自然観察教育林は自然の変化に富み、小中学生の森林環境教育に適した森林です。宮古市においては、重茂地区の十二神自然観察教育林があります。

持続可能な社会

自然が再生する力やそのスピードを考慮しながら、人が利用する規模や早さを管理し、資源を使いきらないよう配慮するということです。

地球の生態系に配慮し、計画性をもって管理、生産された製品を、世界の消費者に選んでもらうことで、環境の保全を実現することをいいます。

親水空間

川やため池等といった、水と触れ合うことができる空間を指します。

集落排水事業

農漁村集落におけるし尿、生活雑排水等の污水又は雨水を処理する施設の整備・改築を行い、排水の水質保全、排水施設の機能維持及び生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する事業をいいます。

資源物集団回収

資源の有効利用とごみの減量化を推進しているため、資源物（紙・缶・びん類）を集団で回収する登録団体と資源物の引き取りを行う登録業者に対し回収量に応じて奨励金を交付しています。

臭気指数

臭気濃度を対数で表示したものを臭気指数といいます。悪臭の排出を規制する手法の一つであり、さまざまな原因物質の混合した水や空気を、人の鼻で感じられなくなるまで薄めたときの倍率によって算出した指数に基づき規制します。

水道水源保全

市の水道水を将来にわたって安定的に供給するとともに、良好な水質を保持するため、水道水源保護を図り、もって市民の生活環境と健康を守るものです。

生物化学的酸素要求量（BOD）

微生物が有機物を食べるために使った酸素の量のことで、川の汚れを調べる目安として使われています。毒物が流れ込んでいないのに、川で魚が死んでいることがあります。これは水中の酸素が足りなくなっているからです。

生物濃縮

生物が、外界から取り込んだ物質を環境中におけるよりも高い濃度に生体内に蓄積する現象。特に生物が生活にそれほど必要でない元素・物質の濃縮は、生態学的に見て異常であり環境問題となります。

ゼロカーボンシティ

環境省では「2050 年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが、又は地方自治体として公表した地方自治体」をゼロカーボンシティとしています。

全窒素

水中に含まれるアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の無機性窒素及びたんぱく質アミノ酸、ポリペプチド、尿酸等有機性窒素の総量をいい、窒素量で表します。動物及び植物に由来しているので、全ての水に含まれています。

全燐

水中に含まれる無機及び有機燐化合物中の燐の総量をいいます。水中の燐化合物には、地質由来のものと動植物等の生物由来の物がありますが、その形態は微生物の活動や科学的作用を受けて変化しやすいものです。



太陽光発電

太陽電池を利用して、日光を直接的に電力に変換します。発電そのものには燃料が不要で、温室効果ガスを排出しません。

多頻度小口輸送

商品納入にあたり、いろいろな品種を少量ずつ何度も分けて、商品の販売具合に応じて納入するきめ細かな輸送のことです。

脱炭素化

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を防ぐため、石油や石炭などの化石燃料から脱却することをいいます。

断層海岸

断層崖（断層によって相対的に高くなった部分と低くなった部分との間の急崖）からなる海岸のことをいいます。

地球温暖化

人間活動の拡大に伴い、二酸化炭素など太陽の光によって温まった地球の地面の熱を宇宙に逃がしにくくする気体（温室効果ガス）の大気中での濃度が高まり、地表面の温度が上昇することです。

地球温暖化対策地域協議会

地域住民、事業者、NPO、行政等が協働して環境に配慮した行動を積極的かつ継続的に実践することにより地域の实情に即した地球温暖化対策の推進を図ることを目的に設立されました。

地球温暖化防止活動推進委員

地球温暖化の現状やその対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策を推進するため、岩手県が「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化対策について知見のある方を推進員とし委嘱しているものです。

地産地消

国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取り組みです。環境の分野では、農林水産物以外にも再生可能エネルギーなどについても使用される言葉です。

天然記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもののうち、重要なものを「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定しています。

土壌モニタリング

有機溶剤・重金属・農薬などが直接的・間接的に摂取した際に健康被害を与える有害物質が土壌の中に、どの程度含まれているかを調査することです。



二酸化硫黄 (SO₂)

無色刺激臭のある気体で、粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。燃料中の硫黄 (S) 分は燃焼により、ほとんどが二酸化硫黄 (SO₂) として排出されます。

二酸化炭素 (CO₂)

二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスです。人間活動に伴う化石燃料の消費、森林破壊などにより、大気中の二酸化炭素濃度は増加しています。

二酸化窒素 (NO₂)

窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な「大気汚染物質」です。発生源はボイラーなどの「固定発生源」や自動車などの「移動発生源」のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがあります。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。

日本ジオパーク

ジオ（地球）に親しみ、ジオを学ぶ旅、ジオツーリズムを楽しむ場所がジオパークです。山や川をよく見て、その成り立ちとしくみに気付き、生態系や人間生活との関わりを考える場所です。足元の地面の下にある岩石から宇宙まで、数十億年の過去から未来まで、山と川と海と大気とそこに住む生物について考える、つまり地球を丸ごと考える場所、それがジオパークです。2020年12月現在、日本には43地域の日本ジオパークが日本ジオパーク委員会によって認定されています。

日本の渚百選

平成8年「海の日」が国民の祝日として制定されたことを記念して、「日本の渚中央委員会」によって、海や海浜の大切さを広く知らせるため、また環境保全の視点に基づき、公募により選定したものです。

宮古市においては「浄土ヶ浜」が選定されています。

認定農業者

認定農業者制度とは、農業経営を営む者又は営もうとする者が作成する農業経営改善計画書（5年後の農業経営の目標）の内容が、市町村が策定する農業経営基盤強化促進基本構想に照らして適当と認められた場合に、その計画の認定を行うとともに、計画の実現のために支援を行っていく制度です。農業経営改善計画の認定を受けた農業経営者を「認定農業者」と呼んでいます。



バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く)」のことです。

パリ協定

2015年にフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議 (COP21) で採択された気候変動に関する国際条約です。

PDCA サイクル

Plan (計画)、Do (実施)、Check (点検)、Action (是正) を意味し、品質向上のための体系的な考え方です。管理計画を作成 (Plan) し、その計画を組織的に実行 (Do) し、その結果を内部で点検 (Check) し、不都合な点を是正 (Action) した上でさらに、元の計画に反映させていくことで、継続的に改善していく手法のことです。

PRTR (Pollutant Release and Transfer

Register : 化学物質排出移動量届出制度)

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

フードマイレージ

直訳すれば「食料の輸送距離」で、食料の生産地から消費者の食卓に並ぶまでの輸送にかかった「重さ×距離」で表されるものです。地元で生産された食料は、遠く離れた生産地から届く食料よりも、輸送や輸送までの保管にかかる石油などのエネルギー使用量が少ないため、地球にやさしいといえるでしょう。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μ m 以下のものをいいます。

フロン類

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物の総称をいいます。揮発性や親油性などの特性を持っており、冷蔵庫などの冷媒、半導体などの精密な部品の洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきました。

しかし、特定の種類のフロンは対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達し、そこで塩素を放出してオゾンを酸素原子に分解することがわかってきています。

ペレットストーブ

間伐材や製材廃材などを細かく粉砕した後に加熱圧縮し、直径 6~8mm 程度の円筒状に成形固化して取り扱いや輸送性を高めた固形燃料を使用したストーブのことです。「ペレット」は、かたまり・小粒を意味します。

化石燃料と違い、木が成長する際に二酸化炭素を吸収するため、燃焼させても地球上の二酸化炭素は実質的に増減しないとみなされることから、広くは地球温暖化の抑制につながります。



マイクロプラスチック

プラスチックが破壊されて細くなったものをいいます。プラスチックは自然分解されず、半永久的に残るといわれています。サイズが小さいことでプランクトンや魚類が摂取 (誤飲) し、食物連鎖を経て海洋生物や人体に影響を及ぼす可能性があります。



ユニバーサルデザイン

最初から障害 (バリア) をつくらないことを基本に、さらに、すべての人に対して、便利でやさしく、快適さを提供する製品や空間のことです。または、そういった考え方そのものを指します。



リスクコミュニケーション

消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換しようというものです。

関係者が会場などに集まって行う意見交換会、新たな規制の設定などの際に行う意見聴取 (いわゆるパブリック・コメント) が双方向性のあるものですが、ホームページを通じた情報発信などの一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションに関する取り組みに含まれています。

類型指定水域

水質汚濁に係わる環境基準のうち、生活環境項目については、水域の利用目的に応じた類型ごとに基準値が定められています。現在、河川は 6 種類、湖沼は 4 類型 (全窒素および全リンについては 5 類型)、海域は 3 類型 (全窒素および全リンについては 4 類型) に区分されています。このため、ある水域がどの類型に該当するかを個別に内閣総理大臣又は都道府県知事が、河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じて数個の水域類型 (ランク付け) 指定する必要があります。このことを類型指定といいます。

『宮古市環境基本計画』

令和3年1月 策定
令和3年3月 発行

編集 宮古市市民生活部環境生活課

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号
TEL 0193-62-2111 (代表)
FAX 0193-63-9110 (代表)
E-mail kankyo@city.miyako.iwate.jp